

(第一類 第十五号) 決算行政監視委員会議録

(第一類 第十五号)

二九二

まして、商工中金につきましては、当分の間は危機対応業務というものを一生懸命やつてもらわなきゃいけないということで、ある意味では、民営化を目指すという方向と政策金融として危機対応業務をするという両方の方向があるわけござります。

そういう中で、民間の株主五四%の方が、まさに杉山社長が取締役にふさわしいという御判断をされたのだと思つております。

○階委員 まず、民営化という路線が昨今の法改正によって危うくなっているのではないか、それがこの天下り人事にも反映されているのではないかという危惧を抱いたので、今こういう質問をさせていただきました。

そこで、その趣旨で、今度は株式の売却方針についてお尋ねします。

上げられないというのは、いわゆる政策として、長期資金を運用するとかリスクマネーとか、いろいろなものが出てまいりますので、そういったよ

うなことが起きる状況というのは、今、非常に、国際環境としてはそういったようなものが起きやすくなる状況、必要とされる状況が起きやすいとい

るまでに幾らまでというのがなかなか難しい。

なぜ二分の一か三分の一かというの、その理

由はもう御存じのとおりであります。

そこで、きょうは政投銀それから商工中金の売却ということは今回の法改正で示されなくなりましたけれども、同じように、一定の範囲では売却可能ではないかと考えています。

まず、前提として、民営化を目指す政投銀や商工中金では、今般の法改正で政府保有株式の全部を売却する時期については示されなかつた。

そこで、きょうは政投銀それから商工中金のトップの方にお越しただいていますので、それ

ぞれお伺いしますけれども、一部の売却は今でも可能になつて、私どもの法律の改定時、政府が

株式を売却して一般株主が加わってくるというこ

とを想定した社内体制の整備は進めているのかどうか

我々といたしましては、こういった経営基盤の強化につきましては、例えはインターネットバン

キングの拡充を行うといったことで資金の調達能

力を図つていく、あるいは勘定系システムの再構

築を図るといったことでシステム設備の一層の強

化を図ついく、あるいは人材育成、支店経営の

効率化、あるいはガバナンス、コンプライアンス

の向上の一層の努力、さらには融資以外のさまざま

なサービスについても努力をする、こういった

ようなことを通じまして、引き続き経営基盤の強

化に向かつて努力をしていきたいというふうに考

えておるところでございます。

○柳参考人 お答えします。

当行の株式の処分は国有財産の処分ということ

でございますので、その方法等については、上場

も含め、私どもの法律の改定時の国会での議論も

踏まえつつ、今後、まさに幅広く政府において検

討されるものと認識しております。

ただ、当行といたしましては、いかなる処分方

も可能な部分についてはいつでも売却ができるよ

うか、それの方からお伺いします。

我々といたしましては、そういった政府の御対

応を見守りながら、先ほど来申し上げているよう

な経営基盤の強化あるいは企業価値向上といつた

ことを総合的に御判断された上で考えられるもの

というふうに承知をいたしております。

我々といたしましては、そういった政府の御対

応を見守りながら、先ほど来申し上げているよう

な経営基盤の強化あるいは企業価値向上といつた

ことを総合的に御判断された上で考えられるもの

というふうに承知をいたおります。

名、十名中二名でございますが、含めた取締役会で審議をし、かつ、人事評価委員会、これは全員社外の方でございますが、そこにお詰りをして決めておるということです。

今御指摘の者については、監査役から常務執行役員ということではございましたが、今般の業務の中身が都市開発部及び流通に関する業務でございました。当人は従前に都市開発部長をやつておりまして、適材適所という観点から任命をしたものです。

なお、今御指摘のように、監査役として執行に移るのはいかがかということについては、繰り返しになりますが、十二分に審議をさせていただきたいと決めたということです。

○階委員 きょうは、甘利大臣にもお越しいただいて、実は、PFI推進機構の業績が低迷してい

る件についてお尋ねしたかったんですね。資料一枚お配りしておりますけれども、これは官民ファンドの一覧表で、ことしの三月末時点の実績を並べたものであります。

一番右から二つの欄、実投融资額というところをあつと見ていただきますと、上から五番目がいわゆるPFI推進機構、正式名称でいうと民間資金等活用事業推進機構ですが、何と〇・〇六億円、六百万円です。もともとの政府あるいは民間の出資額が合計二百億円というところからすると甚だ低迷しております、なぜこうなっているんだということで、これまでの活動実績について詳しい資料を求めたところ、事務方はオーケーだつたんですが、機構の方が守秘義務を根拠に出さなかつたということで、きょうは質問できません。

しかし、我々国会は行政監視機能を持つておりまして、国政調査権を有しているわけですから、幾ら守秘義務があつたとしても、法令上の根拠に基づいてこれは提出できると思つています。甘利大臣、このあたりはどうですか。

○甘利国務大臣 PFI推進機構は、御案内のように株式会社で、民民の契約として守秘義務契約

を結んでいるわけです。契約の安定性というのは法律で担保されている。国政調査権は崇高な権利だとは思いますけれども、法律で担保されているのであります。

ば、日本という国は契約が国会によって覆される国であるというような仮に風評が立つと、日本に投資する人はいなくなる。

今、通商交渉や投資交渉、あるいはTPPでもについて各国が厳しい目を持っておりまして、後々にその政府によつていろいろな負荷がかかることでくることに対するルールを決めようということをやつておるわけであります。まして、契約したものが後で破棄されるとどうよなことに仮になると、これは重大な問題になるのではないか。

○國政調査権でどこまで開示ができるか、それと契約の安定性といふことの接点はどこかといふことを求めていくことは、議論の余地はもちろんあります。

○階委員 時間が来ましたので終わりますけれども、委員長、これは我々の国政調査権を空文化し

かねないと思つてます。業績が低迷しているのをやつておるうには思つております。

○階委員 時間が来ましたので終りますけれども、委員長、これは我々の国政調査権を空文化し

かねないと思つてます。業績が低迷しているのをやつておるうには思つております。

○階委員 時間が来ましたので終りますけれども、委員長、これは我々の国政調査権を空文化し

かねないと思つてます。業績が低迷しているのをやつておるうには思つております。

○階委員 時間が来ましたので終りますけれども、委員長、これは我々の国政調査権を空文化し

かねないと思つてます。業績が低迷しているのをやつておるうには思つております。

○階委員 時間が来ましたので終りますけれども、委員長、これは我々の国政調査権を空文化し

かねないと思つてます。業績が低迷しているのをやつておるうには思つております。

○原口委員 次に、原口一博君。

○原口委員 おはようございます。民主党の原口

一博です。

まず、会計検査院の指摘、資料五をごらんになつてください。

これをお読みますと、本当に驚くばかりであります。

○原口委員 防衛火工品の管理について、A会社、これを匿

名にしているその理由は私はわかりませんけれども、実際の帳簿と管理されている防衛火工品の数が合わなかつたと指摘しています。事実関係を会計検査院から伺いたい。

年間の防衛火工品は大体どれぐらいなのか。その後、二枚目をざらんになつてますが、何が起きたのか、ポイントだけ教えてください。

○村上会計検査院当局者 お答え申し上げます。

陸上自衛隊が製造請負契約に基づき製造させました爆破薬、砲弾等の防衛火工品の一部につきま

して、保管場所が十分に確保できないなどといった爆破薬庫を保有している会社を納地とい

しまして、火薬庫に保管させておりました

す。

この会社に保管させております防衛火工品の管

理状況について検査いたしましたところ、物品保管法等に基づきまして國以外の者の施設に保管す

るに当たつて付すこととされております必要な条件を保管契約に定めておらず、管理の実態を把握

しないまま保管させておりました事態や、今御指

摘ございました、会社の帳簿に記入された数量が実際の数量と一致していなかつたり、帳簿に記載

されていない現品が見受けられたりなどしてお

まして、会社において保管規程等に基づく現品の管理が適切に行われていなかつた事態が見受けら

れました。

今御質問ございました、火薬庫保有会社の帳簿

の数量が保管中の実際の数量と一致していない防衛火工品と、火薬庫保有会社が帳簿に全く記録していらない防衛火工品、これを合わせますと、購入価格ベースで全体の四二%というふうになつているところでござります。

また、御質問ございました、全体の防衛火工品の調達数量でござりますが、申しわけございません、手元に資料がございませんので、また調べさせていただきましたといつも思ひます。

○原口委員 防衛省、わかりますか、全体。

丁寧に質問レクをしていきますので、すぐ答えて

ください。
私の方から、もう申し上げます。

六百七十八億ですよ。そのうちの八十八億をA会社がやって、皆さんのお手元の資料の、私が配ったところの後ろから二枚目をざらんになつてください。帳簿に記入された数量が、今四十数名違つていると。防衛火工品って、つまり弾薬ですね。それが帳簿と違つて、あるいは、下から十行目ぐらいですけれども、帳簿に記載されていない現品が見受けられる。これははどういうことです。

まさに、物品管理法にも違反するし、火薬類取締法及び武器等製造法に基づきこの会社が定めた内規にも反しているんじゃないですか。こんなことがあります。

○中谷国務大臣 A社につきましては、製造請負契約に基づいて製造させた爆破薬、砲弾等の防衛火工品につきまして、部隊等で保管場所が十分に確保できなかつたことから、火薬庫を有しているA社を納地として当該会社の火薬庫に保管をさせていたものでござります。

○防衛大臣に伺います、防衛省は管理帳簿と合したことですか。

まさに、物品管理法にも違反するし、火薬類取締法及び武器等製造法に基づきこの会社が定めた内規にも反しているんじゃないですか。こんなことがあります。

○中谷国務大臣 A社につきましては、製造請負契約に基づいて製造させた爆破薬、砲弾等の防衛火工品につきまして、部隊等で保管場所が十分に確保できなかつたことから、火薬庫を有しているA社を納地として当該会社の火薬庫に保管をさせていたものでござります。

○御指摘のA社における防衛火工品の管理につきましては、A社が会計検査院の検査に備えまして、保有している爆薬の数量と帳簿を確認したところ乖離があつたため、A社から陸上自衛隊に確

保有してある火薬庫の数と帳簿を確認したところ乖離があつたため、A社から陸上自衛隊に確

○原口委員 私は、防衛省が帳簿と突合したのかと。帳簿と突合していれば、この帳簿が会計検査院から指摘されるまででたらめであつたということはわかるはずですよ。

そうすると、これは武器弾薬が横流しされたり盗まれたりしてもわからなかつたということじゃないですか。こんな不思議な、あつてはならないことが常態化しているんですね。

もう一回大臣に伺いますが、これは何年からやっているんですか。こんなざさんな管理は、この会社だけですか。

○中谷国務大臣 この事実といたしましては、平成二十一年の三月より爆薬の帳簿に記載の誤りがあつたことが判明をしたものであります。それが、A社が会計検査院の検査に備えて保有している弾薬の数量と帳簿を確認したところ乖離があつたため、A社から陸上自衛隊に確認の依頼があり、物品管理簿で確認をしたところで判明したものです。そして掌握したものでござります。

もう一つのお尋ねで、横流しが排除できないかといふお問い合わせですが、陸上自衛隊は、A社に保管している弾薬の物品管理簿を作成しております。この管理簿に記載された防衛火工品の品名、数量、ロット番号等と、A社に保管された防衛火工品と突合する現物確認、これを年に一回以上実施をしまして、異常がないことを確認していることから、陸上自衛隊がA社に保管をしている防衛火工品の横流しをした事実というものはございません。

○原口委員 普通、帳簿と突合するんじやないですか。管理簿と。現場に行ってやっているんですね。私が聞いたところによりますと、要するに、火薬を製造している会社なんですよ、火工品を。その火工品の発注のところは合っている、だけれども、管理はどうなつているかわからない、盗まれているかどうかわからないと。私は、極めて深刻な事態だと断ぜざるを得ない。

しかも、会計検査院がA社と匿名にしている理

由がわからない。防衛装備品についても、これは全て会社名をオープンにしています。それから、防衛火工品の入札状況についても、行政事業レポートで全て会社名を明らかにしています。

なぜこの会社だけ匿名にするんですか。会計検

査院 教えてください。

○村上会計検査院当局者 お答え申し上げます。

決算検査報告におきまます会社名の公表につきま

しては、事案の内容やあるいは公表した場合の影響等を案件ごとに個別に検討した上で判断してお

ります。

本件につきましては、具体的な会社名を公表した場合、防衛火工品を保管している火工品の場所が推定されまして、防衛火工品の安全な保管に支障が生ずることにもつながりかねないといったことなどを考慮したものでございます。

○原口委員 全く理屈になつていませんね。

では、製造会社はどうして公表するんですか。

製造会社に保管させているでしよう。わかるじゃ

ないですか。類推できるじゃないですか。限られ

ていますよ。

製造会社の入札も、九九・八%から一〇〇%の

中に入っていますよ。そんな入札、本当にあるの

かと指摘だけして、次に行きたいと思います。

防衛大臣がお見えでございますので、少し、今

議論をしていてる安保法制についても基本的な認識

を防衛大臣にお尋ねしておきたいと思ひます。

私は、自衛隊は憲憲ではないというふうに思い

ます。自衛隊が憲憲ではない理由について、防衛

大臣の基本的な認識を伺いたいと思ひます。

○中谷国務大臣 まず、政府としては、憲法前文

で確認をしている国民の平和的生存権や、憲法十

三条に規定されている生命、自由、幸福追求権の

趣旨を踏まえますと、憲法九条は、外國の武力攻

撃によって國民の生命や身体が危険にさらされる

ような場合に、これを排除する必要最小限度の範

囲で実力を行使することまでは禁じていないと解

しておりまして、そのための実力組織である自衛

隊を保有することは、憲法上認められると解しておられます。

○原口委員 私たちの政権でも、ここにいらっしゃる浅尾先生の質問主意書に対し、自衛隊は合憲であるという答弁を、閣議決定をして、させました。

憲法九条は、三つの柱から成ると思っていま

す。つまり、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認。

大臣がお話しになりましたように、有名な芦田修正という議論がありますけれども、芦田修正

がお話しにありましたように、有名な芦田修正

が推定されまして、防衛火工品の安全な保管に支障が生ずることにもつながりかねないといったこ

ります。

本件につきましては、具体的な会社名を公表しま

す。つまり、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権

の否認。

大臣がお話しにありましたように、有名な芦田修

正がお話しにありましたように、有名な芦田修

これまで政府は、昭和四十七年の政府見解にも示されています。憲法九条は、その文言からすると、國際関係における武力の行使、これを一切禁じているよう見えるが、憲法前文で確認している国民の平和的生存権や、第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法九条が、我が国が自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは解されない。

一方、この自衛の措置は、あくまでも外國の武力攻撃によって國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に對処し、國民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認をされるものであり、そのための必要最小限度の武力行使は許容されるという基本的な論理、これを踏まえまして、武力の行使が容認されるのは我が国に対する武力攻撃が發生した場合に限られると考えてまいりました。

そこで、この基本的論理がある中で、昨年七月の閣議決定において示された憲法解釈は、まず、武力の行使が容認されるのは我が国に対する武力攻撃が發生した場合に限られると考えてまいりました。

そこで、この基本的論理がある中で、昨年七月の閣議決定において示された憲法解釈は、まず、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化をし続けている状況を踏まえまして、今後他国に対して發生する武力攻撃であつたとしても、その目的、規模、態様等によつては我が國の存立を脅かすこと現実に起こり得るという問題意識のもとに、現在の安全保全環境に照らして慎重に判断をした結果、憲法九条のもとでも例外的に武力の行使が許容される場合があるという従来の政府見解における同条の解釈の基本的な論理を維持し、その枠内で武力の行使が許容される場合として、我が国に対する武力攻撃が發生した場合のみがこれに当たる

ます。自衛隊が憲憲ではない理由について、防衛

大臣の基本的な認識を伺いたいと思ひます。

私は、自衛隊は憲憲ではないといふうに思い

ます。自衛隊が憲憲ではない理由について、防衛

大臣の基本的な認識を伺いたいと思ひます。

これが聞いたらどう思いますか。いや、たしかに、特措法において、委員会で理

事としてともに議論をさせていただきました。

民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまる

概要を御報告いただきたいと思います。
○谷脇政府参考人 お答え申し上げます

○水島参考人 まず初めに、このたび当局から百二十五万件の個人情報が不正なアクセスによつて

な個人情報が出てしまったということ、これについては、大変遺憾に思うとともに、監督をする立

○原口委員 何に何を当てはめたのか、これは政
府は答弁しておられます。つまり、憲法の解釈で、

今回の事案におきまして、NISCにおきま
して、五月の八日に、厚生労働省におきましての外

流出をいたしました。お客様に大変御迷惑と御心配をおかけいたしましたことに関しまして、深くお詫びいたします。

場としておわびを申し上げなければならぬと申しますし、二度とこういうことが起きないという

府は名前でしょ。—— 議論の角形を今るおつしやった安全保障環境の変化これに当てはめてきたら結論が変わりました、そういうことじやないんですか。そういうことをやるから、基本的な法理を維持しているといながら枕外に見えてしまつ。

書に付する不審な通信を査矢したしまして、返送せられました。厚生労働省に対してその旨を通知したところです。また、その後、五月の二十二日にして、同様に不審な通信を検知いたしました。そして、厚生労働省に対して通知を行つたところです。

おれひを申し上げる沙第でござります
御質問でございますが、情報系不ツトワークの
サーバーの中にどの程度の情報が入っているかと
いうことにつきましては、現在調査中でございま
して、まだ調査の過程でござりますので、お答え
できません。

こと そしてまた 二 次被害が起きないよう年に
金を守るということを徹底しなければいけないと
思ひます。

今お話をございましたように、監督のもとで
しっかりとやらなきゃいけないということはそのと
おりでありまして、これまでの問題がどこにあつ

片方で、シャンクリで安倍総理は三原鏡を出されました。国際法を遵守する、力による変更を認めない、主張するときは国際法にのつとつて主張する。これは大変大事なことだと思います。しかし、片方で、個別の自衛権でこれまで私たちが行使できたとしていたもの、例えば米艦に対する攻撃、それは国際的には集団的自衛権だと思われるから、集団的自衛権の概念を入れますよとハハながら、ここに日米新ガイドラインを待つて

この間、N I S C におきましては、「二十四時間体制で政府機関へのサイバー攻撃等について監視」を行つておりますけれども、今回の事案に関しては、被害拡大の防止あるいは早期復旧のための措置について、情報セキュリティ緊急支援チーム、C Y M A T を派遣するなど、助言を行うとともに、厚生労働省が講じた措置について現在報告を求めているという状況でござります。

○原口委員
ナインバーカー基本法の起案者、提案者として

それから二点目は、業務系ネットワークと情報系ネットワークの遮断の問題でございましたが、どうか。基本的に、業務系ネットワークと情報系ネットワークは完全に遮断されております。

○原口委員 全く答えていませんね。つまり、情報系ネットワークだけでも感染している可能性があるじゃないかと。

厚労大臣と総務大臣にまとめて聞きますが、何が起きるか、私たちは、この資料

たのかなどということを含めて、みずから検証をするとともに、今回、第三者委員会、日本年金機構不正アクセス事案検証委員会というのをスタートさせました。きょう第一回目の会合がござりますので、そこでも検証を、第三者の目で見ていただきたいと、このようなことが二度と起きない体制づくりをして、しっかりとやっていきたい、」のようについておられます。

きましたけれども、ロジスティックというところでは、どこにも英文の中に後方支援なんか書いていないですよ。ロジスティックサポートと書いてあります。主体的に日本がどうこうするとか書いていないです。ミュー・チユアルロジスティックサポートを強調していく、協力をもっと深めていくと書いてあるわけです。

して、私も昨年、自民党や公明党や他党の皆さんに御協力をいただきました。NISCをしっかりと位置づけていてよかつたなと思います。

この四の資料をごらんになつてください。

年金機構理事長がお見えになつてていると思いますが、今回、共有ファイルサーバー、本来は業務系不ットワークにあるものを、共有ファイルサーバーの中にそのデータを入れて、事業が終わつたら、用が済んだら消しておかなきやいけないものを消さずに共有ファイルサーバーに入れていた、しかも、五十五万件がパスワードがかかっていなかつた。

年金機構の理事長に伺いますが、全体の、脅威

あるように、外部に年金業務監視委員会というのをつくりついていたわけです。社会保険庁がもうどうしようもない組織で、常に外からチエックをして、そしてこの組織を立て直そうと。
きょうから厚労省の中で調査が始まる、第三者委員会が始まると言っていますけれども、私はそれでは無理だと思いますよ。大臣の厚労委員会の答弁を見ると、日本年金機構というのは、社会保険庁任せだった今までと違つて、大臣が先導してコンプライアンスも全て責任をとることになつてゐるんじゃないですか。私は、その認識をしつかえりと踏まえてほしい。そして、総務大臣には再び、総務省としての、行政をしっかりとチエック

（高田国務大臣）全く美利堅合衆國へついてはそれも、これは平成二十二年に、当時の原口総務大臣のリーダーシップのもとで、年金行政に対する信頼の早期回復のために、特例かつ異例の取り組みの一環として総務省に設置されたと承知しております。

（高田国務大臣）これも当時総務省組織令に定めたとおり、平成二十六年三月末の設置期限の到来をもって活動を終了しました。

そして、この設置期限到来後、速やかに年金業務を担当する厚生労働省に第三者性のある委員会を設けて、それまでの監視の取り組みの成果も踏まえながら、同省が組織本来の機能を生かして実際に年金業務を管理する体制となりました。

さて、残された時間で、今回のサイバーセキュリティ問題について、NISCから伺いたいと思います。

にさらされたファイル、総数は幾つですか。そこにある件数は幾つですか。そして、この四の絵を見ると、情報系不ツトワーク、他のネットワーク装置にも感染している可能性がありますね。これは九州のファイルサーバーだと言われているけれども、ほかの地域にも感染している可能性、この二点について伺います。

○塙崎国務大臣　先生御指摘のよう、厚生労働大臣が監督をするもとで日本年金機構は事業を運営するということになつております。今回の、悪意があるといえども、不正なアクセスでこのようする機能、第三者機能を果たしてほしい、その上うに考へるんですが、お二人の御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

今般の事案につきまして、既に日本年金機構、厚生労働省における原因究明、それから再発防止策の検討が、これは年金業務とは直接関係のない内閣官房のサイバーセキュリティセンターの支援を得て行われております。

そして、今、塩崎大臣が答弁されたとおり、先週木曜日に日本年金機構不正アクセス事案検証委員会が開催され、年金データ漏洩事件の原因は、年金機構の内部組織である年金システム課の職員による不正アクセスによるものと判明いたしました。

員会が、厚生労働省の通常の業務体制から独立性を十分に確保しながら厳しい検証を行うということで設置されました。

ですから、現時点で、以上の取り組みに加えて、さらに総務省に第三者委員会を設ける必要性はないと考えております。つまり、責任の所在が、屋上屋を重ねることによって曖昧になってしまふという考え方です。

なお、総務省の行政評価局では、現在も行政評価・監視活動の対象として年金業務を位置づけておりますので、しっかりと監視、評価を続けてまいります。新たに今年度の評価対象に加える指示を既に行つております。

○原口委員 もうこれで終わりますけれども、危機にさらされたファイルの総数もわからない、感染がどこまで広がっているかもわからぬ。今、この危機は続いているんですよ。終わっているんじゃないんですよ。とんでもない認識だということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○石閻委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 二十五分間質問時間をいただきまして、まことにありがとうございます。今の原口議員の質問に続きますが、配付資料の十ページにありますように、きょうの産経新聞でも、アメリカでは五月下旬に最大で一万三千件、約四十九億円の詐欺事件が発覚した、個人情報の流出が原因であるということで、日本においても、今回、深刻な国民への被害が起りかねません。

そして、配付資料の一枚目、これは玉木議員が作成した資料であります、極めて正確であります。今回のこの百二十五万件の流出の最大の問題は初動ミスにあつたと言われております。ここにも書いてありますように、五月八日、年金局の係長の指示によつてパソコン一台のLANケーブルを引き抜いた。しかし、多くの専門家がおっしゃるには、このとき、全てのLANケーブルを抜いて

月二十九日なんですね。

そこで、塙崎大臣にお伺いしたいと思います。年金局の係長が五月八日に日本年金機構に対し付資料の三ページに出でております。年金局係長の指示により不審メールを受信したPCの一台を特定、LANケーブルを引き抜き、回収を。

この厚生労働省の係長さんの指示というのが一番重要になつてくるんですが、厚生労働省ガイドブックという本がございまして、この中に席次表が出ております。この担当は事業企画課だというふうに承知しております。

そこで、塙崎大臣にまずお伺いしたいんですけども、年金局の係長が日本年金機構にLANケーブルを一本だけ抜けと指示をしたということですが、この係長さんはこの中のどの係長さんですか。係長さん、三人ぐらいおられるんですけど、どの係長さんが指示をされましたか。

○塙崎国務大臣 まず第一に、先生お配りの資料にも明確に書いてございますように、「年金局の指示により、不審メールを受信したPC一台を特定、LANケーブルを引き抜き、回収。」こういうふうになつております。係長がどういう書き方ではございません。そのことをまずコメントしてお

ります。

さに塙崎大臣とやりとりをしましたが、ただ、指示は年金局の係長が日本年金機構にしたと答弁を金曜日されていましたが、それはそれで答弁は変わつてないんですね。

○塙崎国務大臣 おつしやるとおりでございましたとおり、実際に応答したのは係長でございまが、それは、指示を、ルールにのつとて事態に対応するようになつたときには、この係長さんがえたということでおこなつて、それは年金局としての指示といふことでございました。

○山井委員 先週金曜日の質疑では、課長も審議官も、この事態、ウイルスマール感染を聞いたのですが、この事態、ウイルスマール感染を聞いたのは二十五日だというふうに塙崎大臣は答弁をされおられます。この玉木議員の配付資料にもありますように、二十五日に初めて審議官、課長が事態を把握という答弁を塙崎大臣はされました。

○塙崎国務大臣 これは誰に相談をして指示をされましたか。五月八日の段階で、係長は誰に相談をして指示をされましたか。

○塙崎国務大臣 これはウイルスマールに対応するためには、対応の仕方はセキュリティーポリシーで決まつてゐるわけでござります。

したがつて、係長は、この一報を受けたときには、これはNISCから来たわけでありますけれども、直ちに機構の方にその旨を伝え、なおかつ、対応ぶりはセキュリティーポリシーどおりやるようになつたことをみずから判断でしたといふことでござります。

○山井委員 質問に答えておられませんが、ルールにのつとつて、誰に相談して、日本年金機構に指示をされましたか。

さに塙崎大臣とやりとりをしましたが、ただ、指示は年金局の係長が日本年金機構にしたと答弁を金曜日されていましたが、それはそれで答弁は変わつてないんですね。

○塙崎国務大臣 おつしやるとおりでございましたとおり、実際に応答したのは係長でございましたが、それは、指示を、ルールにのつとて事態に対応するようになつたときには、この係長さんがえたということでおこなつて、それは年金局としての指示といふことでございました。

○山井委員 先週金曜日の質疑では、課長も審議官も、この事態、ウイルスマール感染を聞いたのですが、この事態、ウイルスマール感染を聞いたのは二十五日だというふうに塙崎大臣は答弁をされおられます。この玉木議員の配付資料にもありますように、二十五日に初めて審議官、課長が事態を把握という答弁を塙崎大臣はされました。

○塙崎国務大臣 これは誰に相談をして指示をされましたか。五月八日の段階で、係長は誰に相談をして指示をされましたか。

○塙崎国務大臣 これはウイルスマールに対応するためには、対応の仕方はセキュリティーポリシーで決まつてゐるわけでござります。

したがつて、係長は、この一報を受けたときには、これはNISCから来たわけでありますけれども、直ちに機構の方にその旨を伝え、なおかつ、対応ぶりはセキュリティーポリシーどおりやるようになつたことをみずから判断でしたといふことでござります。

○山井委員 質問に答えておられませんが、ルールにのつとつて、誰に相談して、日本年金機構に指示をされましたか。

誰にも相談せずに、一人の判断で、セキュリティーポリシーに従つて日本年金機構に指示をされたということでおこなつていいですか。

○塙崎国務大臣 おつしやるとおりでございましたとおり、実際に応答したのは係長でございましたが、それは、指示を、ルールにのつとて事態に対応するようになつたときには、この係長さんがえたということでおこなつて、それは年金局としての指示といふことでございました。

○山井委員 ということは、この係長さんは、ITやインターネットに詳しい方で、そもそも、ここの事案が起つたときには、この係長さんがセキュリティーポリシーに従つて日本年金機構に指示をするというふうに、今回の事案の前から決まっていましたということです。

○塙崎国務大臣 それは事案によると思いまが、基本的に、対応の仕方はセキュリティーポリシーで決まつてゐるわけでござります。

したがつて、係長は、この一報を受けたときには、これはNISCから来たわけでありますけれども、直ちに機構の方にその旨を伝え、なおかつ、対応ぶりはセキュリティーポリシーどおりやるようになつたことをみずから判断でしたといふことでござります。

○山井委員 質問に答えておられませんが、ルールにのつとつて、誰に相談して、日本年金機構に指示をされましたか。

が二十五日まで課長にも審議官にも相談も報告もしなかった。しかし、これは、変に思いますのは、配付資料もありますように、二十五日までには五回も日本年金機構とやりとりしているんですね。一回目が五月八日のウイルスメールの感染、二回目が五月十一日、三回目が五月十五日、四回目なんか、機構が不審メールのことで警察に捜査依頼をしたという報告をこの係長が受けておられるのに、警察に捜査依頼をした、そんなことも係長は課長にも審議官にも報告もされていないというのは、私、不自然に思えるんです。

おまけに、ここにありますように、係長の席といふのはここにありまして、隣が課長補佐で向かいが課長なんですよ。警察に報告しましたみたいなことを電話でやつていたら、課長に報告、課長補佐に相談しなくとも、横で話は聞こえるじゃないですか。

これで、五回も日本年金機構と、個人情報が流出するかもしれないという真剣、深刻な相談やアドバイスをしながら、八日から二十五日、十七日間も目の前でやりとりをしながら、一切、課長も知らなかつた、課長補佐も知らなかつた、この係長以外誰も知らなかつたって、不自然じやないですか。

塩崎大臣、この席次表を見て、係長一人しかこれを知らないかった、十七日間、警察への捜査依頼も知らなかつたって、変だと思われませんか。

〔委員長退席、松浪委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 これはこの間も御答弁申し上げたように、今御指摘のように、係長段階でどまつていたということは私が申し上げたとおりでございまして、これについては反省すべきところがあるということを申し上げたところでございまして、今申し上げたような意識をもつと持たなければいけない状態ではなかつたかなというふうに私も思つてゐるわけであります。

私に上がつてきたのは二十八日、そして概要は

一十九日とということではありますから、いずれにしても動きが遅いということに関しては、私もそういった強い認識は持っているところでござります。
○山井委員 いや、これは反省どころか、日本じゅうにこんな組織がありますか。十七日間も、こんな、国民の年金の個人情報が流出するかもしれないという深刻な事態で五回もやりとりして、警察の捜査依頼の話も聞いておいて、隣の席の課長補佐にも向かいの席の課長にも、誰にも報告も相談も一切十七日間しない。
これは電話で小声で話されたんですか。メールで話されたんですか。どうやつたらそれを、課長補佐にも伝わらずに、十七日間も係長が抱え込むことができるんですか。
○塩崎国務大臣 まず第一に、五月八日にウイルスメールが来た、そしてN I S Cから不審な通信を検知したという通報をいただいて、先ほど申し上げたように、情報参事官室から年金局に行き、年金局から機構に行つた、そして、ルールにのつて対処をして、ケーブルを抜いて回収したというところで、N I S Cに改めてその報告をし、そしてN I S Cの方からは、通信はとまつたということがございました。そこでこういう対応に出たというふうに私は聞いております。
今回、それでも報告をするべきであったのではないかという御指摘に対しても、先ほど申し上げたとおり、反省すべき点が多くあるなどというふうに私も思つてはいるところでございまして、それについては、今後、そういうことは絶対にないよううといふことを既に私から指示をしているところでございます。
○山井委員 これは、N I S Cの問題もあるとおっしゃいましたが、まさにこれは係長個人の問題じゃないですよ。これは、厚生労働省、組織の体をなしていないんじゃないですか。こんな国民の年金の不安、個人情報の不安の問題に関して、係長個人が十七日間も、警察への捜査依頼も上司に伝えずに対応する、これは塩崎大臣の責任だと私は思いますよ。

○塩崎國務大臣 先生も厚労省の政務官をおやりになつたので、組織がどういうふうに動いていくかはよく御存じだらうと思いますけれども、今この事案については、先ほど経緯、クロノロジーにも書いてあるように、年金局として対応をしてきて、いついるわけでございまして、何が起きたか、その経緯等々については、当然、その上司たる議官あるいは局長から私は話を聞いているところでございます。

○山井委員 塩崎大臣、全然真相究明する気が、かけらもないんじゃないですか。この係長一人しか知らないんですねよ、この十七日間の一一番重要な真相を。公表から一週間もたつて、二十八日、先々週の木曜日にこの事案を聞かれて、このことの経緯をただ一人知っている係長からなぜ大臣は話を聞かれないとですか。おかしいです、それは至急話を聞いてください。そして報告してください。なぜならば、これは厚生労働省だけの問題ではありません。どういう経緯で百二十五万件が流通して、さらにその百二十五万件ももつと見えるかもしれないと言っている。その真相、原因を知る権利が国民にはあるんですから。

至急に会つて、どういうものだつたか報告してください。大臣、いかがですか。

○塩崎國務大臣 先ほど申し上げたように、組織というのがどういうふうに動くかはよく御存じのはずでありまして、今回ることは、当然私は局長や担当審議官には厳しく問い合わせているところですが、私が直接やるかどうかということは、それはやり方の問題であつて、私は組織というのではなくなかなか動かないのではなかろうかというふうに思つております。

その監督責任というのが直属の上司にもあり、そして、先生おっしゃるように最終的には私が

冒頭、今回のことでおわび申し上げるということを申し上げたとおり、私も責任を感じているところでございまして、これに対してもう一度対応することができ一番国民に対する責任を果たすことになるかといえば、まず、二次被害が絶対に起きないよう万全の体制をつくること、それと、真相究明を早急にやり、そして二度と同じことが起きないようにするということが大事であって、それは、機構においても、みずから検証委員会を多分もうつくつておられるんだろうと思いますが、私どもも、みずから省としての検証もいたしますし、先ほど申し上げたように、本日、第一回目の会合を持ちます日本年金機構不正アクセス事案検証委員会、ここでは、事務局にいわゆる厚労省の役人は一人も入れない事務局で、この事務局長も、顧問である弁護士の野村修也先生にお願いをするという異例の形の第三者委員会をつくつて、ここで徹底的に検証して、このようなことが二度と起きない体制をどうつくるかということでおございます。

この年金機構、スタートして五年たったわけでもあります。私どもが民主党政権から受けついで二年少々でありますから、この体質というのは、なかなかやはり社会保険庁の時代の体質といふものからまだまだ脱していないということが、今回の2ちゃんねるへの書き込みなどから見てもよくわかるところでありますので、ここは徹底的に組織を見直すということをやつていかなきゃいけませんし、そのためにも厚労省の監督はしっかりと強化をしていかなければならぬといふふうに、反省を認めて今認識しているところでござります。

〔松浪委員長代理退席、委員長着席〕

○山井委員 再発防止をするためには、真相と原因究明を何よりも急がないとだめです。にもかかわらず、問題が発覚してからもう一週間以上たっているのに、ただ一人の真実を知る担当係長の話を大臣は聞いていない。

私は、日本の年金をつかさどる厚生労働大臣として、塙崎大臣は失格だと思います。そんなこと

では、年金の信頼は回復できません。

私は、このことについてさらにお聞きしたいのですが、今回、一万六千人に対して手紙を送られたということですが、皆さん、見てもらつたらわかりますように、この手紙がおかしいんです。被害者の方にどういう手紙を送つたか御存じですか。あなたも記録が漏れています。しかし、「改めてご連絡申し上げますので、お待ち下さい。」と書いてあるんですよ。この手紙をもらった一万六千人は、ああ、電話か手紙が来るのかなと。

逆に、これは、振り込め詐欺とかいろいろな詐欺、犯罪集団が、電話や日本年金機構を装つたにせの詐欺の手紙を出しやすくしているじゃないですか。本来ならば、日本年金機構は絶対電話をしません、今後連絡するとしたら郵送だけですといふことを何で書かないんですか。

これは、聞くところによると、一万六千人に発送する費用は百二十万円ということですから、それぐらいだつたら出し直してください。そうしないと、これは犯罪集団に悪用される危険性があります。監督責任は塙崎大臣ですし、この手紙は事前に塙崎大臣も目を通してオーケーをされたわけですから、塙崎大臣、もう一回出し直すかどうか、御答弁をお願いします。

○石閥委員長 申し合わせの時間が経過しておりますので、簡潔な答弁をお願いします。

○塙崎国務大臣 これについては、改めるということをどうに答弁で申し上げておるところでござります。

この「更に安全を期すため」というところから、ういうふうに変えたかといいますと、「更に安全を期すため該当するお客様には基礎年金番号を変更させていただき、新しい基礎年金番号を郵送でお送りいたします。大変ご不便をおかけしますが、よろしくお願ひ申し上げます。」という、明らかに郵送で送られるということを書き込んだものをこれから改めて送るということにしておりまもともと、基礎年金番号を電話で伝えるような

ことは常識的にはあり得ないことがあって、しか

し、先生の御指摘のとおり、誤解を招くのはよろしくないと思いますので、書き直させていただいでもう既に郵送が決まつておつた方々にはやむを得ませんでなければ、今後は、この文面で、郵送でお送りいたしますということを明確にしてお送りをすることになります。

○山井委員 もう時間が来ましたので終わりますが、今後じゃないですよ、既に一万六千人にはこの犯罪を助長する手紙を送つちゃつたんですから、ぜひこれは送り直してくださらないと、そういう姿勢だから、本当に国民の目線、被害者の目線に立つていいといふことが言われるんです。このことは引き続きまた議論していくたいと思います。

ありがとうございます。

○石閥委員長 次に、袖木道義君。

○袖木委員 民主党の袖木道義でございます。

○引続き、この年金の個人情報の流出問題といふのは、まさにこの決算行政監視委員会、今の郵

送代一つとっても、どこから出るんだ、そういう保険料とか税金の使い道にもはね返ってきますし、まさに行政監視、このようなことを二度と起こさない、あるいは、再発、二次被害防止のため

に今何が必要なのか、きょうは官房長官にもお越しただいておりまして、よろしくお願いいたしま

ます。

○塙崎国務大臣 まず、早速、官房長官に伺いますが、資料の三

にもおつけをしておりますが、今回、内閣のサイ

バーセキュリティセンター、N I S C、実際にこ

この記事にもあります、政府の司令塔は通報ど

まりといふことであります、五月の八日に不正

アクセスが発覚して、この間、議論もあります

ように、例えれば、もうその時点で、緊急の対策

これが、五月の八日に、まず、N I S Cが厚生労働省に、不審な通信を検知したことを通報しています。さらに、二十二日にも再度、不審な通信を検知を通報しておつたわけでございます。この二度の通報にとどまつてしまつたことによって、結果的に百二十五万件の情報流出が起つてしまつた部分については、官房長官、一貫して機関に対しては厳しい立場で指弾をされておられます。それはわかりますよ。

だからといって、では、まさにN I S Cの所管である官房長官、もつと言うと、全体を、まさに年金、最後の一件まで消えた年金も取り組むとおつしやつて、この間、第二次安倍政権、今回の世論調査では、今回の問題、年金個人情報流出、安倍政権の対応は不適切というのが八割にも上つているわけでありまして、これは、官房長官あるいは安倍総理御自身に全く責任がないと私は言えないと思いますが、官房長官、いかが考えられますか。

○菅国務大臣 N I S Cでありますけれども、政府機関に関するサイバー攻撃の不審な通信を監視、分析し、これを感知した場合には、関係府省に通知し所要の対策を講じるよう求めているところです。

○袖木委員 まさに行政監視の中でも、やはり責任の所在を明確にしないと、これは今後の再発防止にもつながりません。もつとすると、今このプロセスの中でも、やはり責任の所在をある程度はつきりしていくことによって、場合によつては、私は、二次被害、三次被害の拡大を防ぐこともあります。

ただ、官房長官が最後に言われたように、やはり責任の所在を明確にしないと、これは今後の再発防止にもつながりません。

○菅国務大臣 当然、今、二次被害拡大等を防がなければいけない、当たり前のことです。

ただ、官房長官が最後に言われたように、やはり責任の所在を明確にしないと、これは今後の再発防止にもつながりません。

○袖木委員 ただ、官房長官が最後に言われたように、やはり責任の所在を明確にしないと、これは今後の再発防止にもつながりません。

ただ、官房長官が最後に言われたように、やはり責任の所在を明確にしないと、これは今後の再発防止にもつながりません。

い。

○菅国務大臣 今私が申し上げたように、当初、そうした不審な通信があるということをN I S Cは指摘をいたしました。そして、この問題について、その後の、今回、百二十五万という、極めて国民の皆さんにとり大事な名簿が流出したことに対する対応では、本当に申しわけないというふうに思っています。

ただ、今、厚生労働大臣のもとで検証委員会を立ち上げておりますので、なぜこういう事態になつたかということを、第三者的観點からその真相究明をすることがまず大事だというふうに思います。しかし、第二次被害を起こすことがないよう対応することが大事だというふうに思います。その検証結果を踏まえて、ここはさまざまな問題が出てくる、こういうふうに思つていています。

○袖木委員 ただ、官房長官が最後に言われたように、やはり責任の所在を明確にしないと、これは今後の再発防止にもつながりません。もつとすると、今このプロセスの中でも、やはり責任の所在をある程度はつきりしていくことによって、場合によつては、私は、二次被害、三次被害の拡大を防ぐとともにつながると思うんですよ。

厚生労働大臣も、先ほどの答弁の中では、御自身に対する責任のあり方については私は認識されてゐると思うんですね。ただ、今この段階で何をすべきかという議論に、この間、私は終始をしていました。

それで、官房長官、五月の二十五日にも、サイバーセキュリティー戦略会議、安倍総理御自身が出席をして行われたにもかかわらず、今回の年金の話は一切出てこない。二十二日にも、N I S Cは厚生労働省に既に二度目の不審な通信の検知を通報しているわけですから、二十五日の会議では、まさに結果的に二十九日まで放置された全てのインターネットの接続の遮断も含めて議論をして対応すべきだったと私は思いますが、官房長官はそ

<p>していくプロセスの中で今おっしゃったような対応も進めていかないと、これはトカゲの尻尾切りみたいなことでは済まされないと思いります。本当にこれは安倍政権全体の問題として受けとめていただきたい。</p> <p>時間が迫ってきておりますので、これは厚生労働大臣にも伺いますが、今回資料の七にもつけましたけれども、この安倍政権のもとで発生している漏れた年金情報問題ですけれども、成り済まし被害を受けた受給者の方にも、当然、年金受給権はあるわけですよ。民間の金融機関であればこうしたケースなら当然補償されるのに、この間の答弁だと、何でこれを安倍政権は補償しようとされないんですか。厚生労働大臣、これは余りに年金受給者に冷たいんじゃないですか、いかがですか。</p>
<p>○塙嶋国務大臣 今、成り済ましのことでの御質問を頂戴いたしましたが、二次被害の例というのがいろいろございますので、現在情報収集しながら、今後必要に応じて、例えば日本年金機構をかたつた詐欺のおそれなどについての広報は、ホームページ等々でお知らせを通じて対象者に周知をしていくと思っていますけれども、対象となる方については年金事務所の窓口のシステム上で窗口などで本人確認の徹底を図るなど、今、成り済ましを防ぐための防止策に努めています。それを徹底的にやっているところでございまして、金銭的な補償の問題についても幾つか提案をいただきました。</p> <p>しかし、私どもは、補償を行う考えは今持つております。何よりも国民の年金を守ることを最優先にするということが大事であって、被害がないように日本年金機構にも厳しく指示をしながら、今全力で取り組んでいるところでござります。</p> <p>○柚木委員 安倍政権は本当に年金受給者の方に冷たいですね、厚生労働大臣。民間の金融機関だつたらそんなことは許されるんですか。そもそも</p>
<p>も、漏れたり預金額が消えたりしたら、業務停止命令で、もう会社は潰れますよね。おかしいんじやないです、こんな対応。</p> <p>塙嶋大臣、ちなみに、既に年金の振り込み口座変更、住所変更が四百三十六件も出ている。</p> <p>○塙嶋国務大臣 直ちにこれは訪問をするように私は指示をいたしました。まだ、いつまでにできるかというところまでは把握をしておりませんけれども、直ちに訪問するようにということは指示をしているところでございます。</p> <p>○柴木委員 時間が来ているのできょうはもう終わらざるを得ないんですけど、これは本当にまだまだ確認しなきゃいけない対策を講じなきゃいけないことがいっぱいあるんですよ。今だつて、本人確認したら、成り済まし被害の人が出でてくるかもしれませんよ。だから、早くしなきゃいけないはずですよ。</p> <p>そして、きょうは総務大臣にお越しいただいて申しわけなかつたんですが、先ほど年金業務監視委員会は特例かつ異例と言われましたけれども、だめなんですよ、常設で監視をしないと。厚労省の中の第三者委員会では限界があるんですよ。きょうはそのことを議論する時間がもうなくなりました。</p> <p>ましたが、やはり業務監視委員会を廃止したこと指摘をして、質疑を終わりたいと思います。あり</p>
<p>化、さらには政策別コスト情報の公表などの進展も含めてお伺いをいたします。</p> <p>○西田政府参考人 お答えを申し上げます。</p> <p>國の財務書類は、國の財務状況等に関する説明算に関連して御質問をさせていただきます。</p> <p>まず、國の財務書類について御質問をいたします。</p> <p>よくこの衆議院の場でも言われることがありますが、我が國の決算、これは現金主義、単式簿記の方法で決算を行つており、諸外国に比べて極めておくれている、こうした主張がたびたびなされるわけです。本当にそななのでしょうか。まずは、やはり事実確認から行つていきたいというふうに思います。</p> <p>よくこの衆議院の場でも言われることですが、我が國の決算、これは現金主義、単式簿記の方法で決算を行つており、諸外国に比べて極めておくれている、こうした主張がたびたびなされるわけです。本当にそななのでしょうか。まずは、やは</p> <p>り事実確認から行つていきたいというふうに思</p> <p>ります。</p> <p>資料の一ページ目をごらんください。</p> <p>これは、前回の決算委員会の総括質疑、これは二年前になりますが、その決算行政監視委員会の場で御質問をさせていたく過程の中で、国会図書館に作成をいたいた資料であります。この資料の中で、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本、五カ国の比較をしております。</p> <p>まず、最も重要なことは、この五カ国、各国ともに現金主義の予算、決算というものがまず基本にあるということになります。國民からいだいたいに税金をきちっと使われているかどうか、予算執行の管理を適切にやつしていくためには、やはりこの現金主義ベースでの予算、決算が必要となるわけであります。その上で、企業会計的な手法により、發生主義、複式簿記といった手法を使って財務書類を作成している国があるわけです。</p> <p>一番進んでいるのはイギリスであります。これは予算、決算とともに發生主義、複式簿記の方法で財務書類をつくつてあるという国であります。そして、ドイツにおきましては、予算、決算とも、現金主義でしか決算をしていないというわけであります。そのほかのアメリカ、フランス、日本というのは、その二つの國のちょうど間にあります。そこで、財務省にお伺いをいたします。</p> <p>國の財務書類につきましては、この国会の場でもよく議論がされますのは、自治体、東京都それから大阪府は、完全な複式簿記による作成がシステム上行われているということであります。これと比べて國はおくれていると言われております</p>

が、最もおくれている部分はインフラ資産ですよね。インフラ資産で、価格情報を含む固定資産台帳が作成をされていない、その結果、システム上、固定資産の登録をして、その際に、自動仕訳で複式簿記の仕訳が、起票をされ、それが転記をされる。こうした仕組みがないということであろうかというふうに思います。

この点につきましては、四ページ目に資料を添付いたしておりまして、今の国の財務書類がどういうデータをもとにどのようにつくられているかということが一覧で御理解いただけるかというふうに思います。

この資料四の一番左側、国有財産総合情報システム、こうしたデータが、システム上、仕訳によって流れる仕組みにはなっていない。これが東京都と大阪府と対比した際の最も大きな相違点であるというふうに思います。

総務省は、ことし一月に、全ての地方公共団体に対しまして、新たな地方公会計基準に基づくインフラ資産を含めた固定資産台帳の整備を要請したところであります。

国の固定資産台帳の整備はおくれていてる状況にあります。が、國も、アセットマネジメントへの活用の観点から、固定資産台帳の整備を徐々に進めていくべきであるというふうに考えます。

こうした管理上のシステムの改修に合わせる形で、大改修のタイミングで価格情報もシステムの中に追加していく、そうすることによって、国の財務書類を作成する上で極めて有用になるというふうに考えますが、御見解をお伺いいたします。

○西田政府参考人 お答えを申し上げます。

国の財務書類では、御指摘のようないわゆるインフラ資産である公共用財産につきましては、国有財産法上、台帳作成等が適用除外になつておるということから価格管理が行われていないということから、資産の評価に当たっては、過去の事業費の累計等によつて計上しておるところでござります。

この資料四の一番左側、国有財産総合情報システム、こうしたデータが、システム上、仕訳によって流れる仕組みにはなっていない。これが東京都と大阪府と対比した際の最も大きな相違点であるというふうに思います。

○西田政府参考人 お答えを申し上げます。

国の財務書類、膨大な手間、時間かけて現在でも各省庁でつづいていただいています。次に、私は、国の財務書類、膨大な手間、時間をかけて現在でも各省庁でつづいていただいています。そこで、国の財務書類とあわせて政策別コスト情報、行政事業レポートを発行していますが、この膨大な情報がほとんど有効に活用されていない、このことの方が大きなか問題だというふうに思います。

実際のところ、世界各国、イギリスなどの先進国においても、この使い方ということについて、国は、各国、試行錯誤をしていて、どのように使つたらいのかという、そうした明確な答えはまだよく言われることなんですねけれども、東京都では、複式簿記、発生主義による財務書類が作成をされているということで、システム上、局別の財務諸表、財務書類というものが作成、開示をされ

総務省がことし一月に、各地方公共団体に対しまして、新たな地方公会計基準に基づくインフラ資産を含めた固定資産台帳の整備を図る要請をしたことは、私どもも承知をしてございます。一方、国におきましては、例え定資産台帳の整備を行うに当たりましては、例えば、一般国道については約五・五万キロメートルの保有、一級河川については約八万八千キロメートル保有など、インフラ資産が全国各地に膨大に存在するといったことから、システム面も含め、量的な問題といふものがあるものと考えてございます。

いずれにしましても、インフラ資産を含めました固定資産台帳につきましては、地方公共団体での作成、活用状況なども参考にしつつ、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○武村委員 ありがとうございます。

国は、財務書類をつくるためだけにシステムの改修をするというのではなく、コストが大きくて、費用対効果の面で、これはなかなか御理解が得られるものではないというふうに思います。そういう中で、管理上のシステムの改修といふものはこれから確実に行われていくわけですから、こうした改修に合わせて価格管理の情報についても入れていくことを御検討いただきたいというふうに思ひます。

○武村委員 ありがとうございます。

国は、財務書類に加えまして、人件費、あるいは事務費等も含めました全体のコストが一括をできるものであり、より一層の財務情報の充実を図るために、平成二十一年度より作成、公表しているものでございます。

しかしながら、現状におきましては、行政担当者のコスト意識の醸成や、事業の効率化への取り組みについての活用が不十分ではないかとか、予算のP D C Aサイクルへの活用が不十分ではないかといった御指摘があることは認識をしてございます。

一方、議員御指摘の政策別コスト情報と政策評価、あるいは行政事業レビュー等との関係につきましては、それぞれの目的が異なるということから、対象となる政策等の単位が異なつておりますが、この点につきましては、政策別コスト情報については百四十件、政策評価については四百六十七件、行政事業レビューについては四千七百二十七件であること、また、政策別コスト情報は発生主義に基づく現金主義である一方、行政事業レビューや予算に基づく現金主義であることはどの違いがあるという点がございます。

いずれにいたしましても、御指摘のように、コスト情報の活用を一層図つていくことは重

も開示をされていますけれども、政策別コスト情報の詳細な分析であるとか、増減分析、そしてまた、トック情報、こうしたものに近い考え方なのではあります。政策別コスト情報については、資料五で添付を

させていただいております。

政策別コスト情報については、資料五で添付を

させていただいていると、この政策別コスト情報についても、さまたとの事業費に加えて、共通経費である人件費や物件費等、こうしたもの配賦することによって、その政策に対するどれだけコストがかかりっているのか、こうしたもの発生主義ベースで開示をするものであるというふうに認識をしております。

今、財務省の方から、この政策別コスト情報についても、さまたの検討課題があるというお話をいただきました。この点につきましては、資料六で配付をさせていただいております。

政策別コスト情報の活用に当たつては、今お答えいたしましたように、さまざまな検討課題があることは認識しておりますが、單にフルコストを開示するだけではなくて、情報に工夫を加えて、財務省の御見解をお伺いいたします。

○西田政府参考人 お答えを申し上げます。

政策別コスト情報の活用につきましては、例えいたしましたように、さまたの検討課題があることは認識しておりますが、單にフルコストを開示するだけではなくて、情報に工夫を加えて、財務省の御見解をお伺いいたします。

○西田政府参考人 お答えを申し上げます。

政策別コスト情報の活用につきましては、例えいたしましたように、さまたの検討課題があることは認識しておりますが、單にフルコストを開示するだけではなくて、情報に工夫を加えて、財務省の御見解をお伺いいたします。

○西田政府参考人 お答えを申し上げます。

政策別コストとその受益者数などから受益者一人当たりの単位コストを把握するといったことや、行政サービスが最終的に国民に行き渡るまでのトータルコストを開示するといったことなどによつて財政の見える化を一層図ることがP D C Aに資するものと考えてございます。

いずれにいたしましても、政策別コスト情報の開示につきましては、今後さらなる工夫に努めてまいりたいと考えております。

○武村委員 ありがとうございます。

財政の見える化につきましては、竹谷政務官が精力的に取り組まれておるということで、これからもより一層取り組みを進めていただきたいといふふうに思います。

○武村委員 ありがとうございます。

財政の見える化につきましては、竹谷政務官が精力的に取り組まれておるということで、これからもより一層取り組みを進めていただきたいといふふうに思います。

参考資料の七枚目、八枚目に、各政策における

事業概要、そして、その事業に対応する政策別コストの推移ということで、文部科学省の例を抜粋させていただきました。

資料七でいいますと、例えば、小学校、中学、高校にどれだけの国費が使われているのか、私学助成などは除けば、この事業概要の中、「一 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり」、「三 義務教育の機会均等と水準の維持向上」、こういったところにコストが示されているわけあります。その経年比較が資料八で見ても明らかになっておりま

す。
こうした教育に係るコストは、国だけではなくて県や市町村の負担もあるわけです。行政サービスというものは国と地方自治体双方で実施されるものですので、国と地方自治体双方の財務書類を連携させた活用の方向性も検討すべきであるといふように考えます。財務省の御見解をお伺いいたします。

○西田政府参考人 お答え申し上げます。

行政サービスにつきましては、国が直接実施しているものや国と地方公共団体が連携して実施しているものなど、さまざまな形で国民に対して行われているところでございます。
したがって、これらの行政サービスを実施するに当たりまして、国のみならず地方公共団体なども含めまして、全体を通じてどれくらいのコストが発生しているかといった財務情報を開示していくことの重要だと考えてございます。
そうした点につきましては、議員の御意見も参考にしつつ、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○武村委員 ありがとうございました。

東京都のように、システム上完璧な複式簿記に対応した財務書類を作成すべきだという意見がこの衆議院の場でも数多く表明されていますが、ただ、我が国の現状におきましても、システム上完

壁であるとは言えませんけれども、結果として、相当水準、相当レベルの高い水準での発生主義ベースでの財務書類が現段階でも作成をされていきます。現状でこうした情報を十分に活用できていない、そうした状況の中で、東京都と同じようなシステム上完璧なものを作り、こうした議論もあらわれますが、こうした完璧なものをコストをかけてつくつても、十分に活用されなければ何の意味もないわけです。コストばかりかけて、つくれづれ、そうした議論というものは、私は余りに無責任ではないかと考えていました。

今後、やはり、学者の専門家の方々、それから財政当局の皆様、そしてまた政治家自身も、こうした情報を有効に活用して、こうした決算審議の場で決算を議論していくことも大変重要な立場でありますし、私自身も努力をしていく所存でございます。

国財務書類については以上にしまして、資料二で国財務書類の概要を掲げさせていただいています。平成二十五年度決算では六十六兆円という大きな金額となっております。この出資金についてお伺いをさせていただきます。

○西田政府参考人 お答えを申し上げます。
平成二十五年度ベースで国財務書類における出資金と分類されておるもの額は、六十六兆三千百八十二億円でございます。そのうち、財務省所管分について取り出しますと、二十一兆五千五百三十八億円でございまして、その内訳は、財政投融資特別会計が二兆四千六百八十七億円、東日本大震災復興特別会計が三兆八百十四億円となつてございます。

また、財政投融資特別会計分を財務基盤強化な

どの目的別に分類いたしますと、資本性資金の供給や政策的必要性の高いプロジェクトを支援するための財務基盤強化として六兆三千二百五十九億円、ファンドを通じたリスクマネー供給として八千七百五十億円、将来の研究開発成果による資金回収として二百四十三億円、そのほか、日本電信電話に対する出資金二兆二千七百六十億円、日本たばこ産業に対する出資金として二兆一千六百億円となつてございます。

○武村委員 ありがとうございました。
財務省所管のこの出資金のうち、財政投融資特別会計の内訳について今詳細に御説明をいたしました。

この財政投融資特別会計にある出資金だけを見ても明らかなように、この出資金の中には、さまざまの性質が違ったものがまざつていて、ふうに思います。今大きく四つに分けてお答えをいたしました。国立大学法人であるとか独立行政法人、こうしたものとの運営基盤の強化をするために出資をされるケース、それから、研究開発による投資回収を目的として出資をされるケース、さらには官民ファンド、こうしたものもあるうかといふように思います。

やはり、こうしたものはリスクとリターンの関係が明確に異なりますので、例えば、財務基盤を充実強化させるための出資、これはリスクは少なかわりに期待されるリターンも低いわけであります。研究開発投資による回収を目的としているこうした出資金については、極めてリスクが高いことのことで、今は新たな出資は行われていな、そうした現状にあろうかと思います。そして、官民ファンドと呼ばれるものが、平成二十四年度予算、平成二十五年度予算、こうした中でもたくさん計上されているわけでありますが、この官民ファンドについてお聞きをしたいというふうに思います。

○吉川政府参考人 お答え申し上げます。

官民ファンドにつきましては、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、新たな産業や市場の創出等の政策的意義のあるものに限定をして、リスクをとることによって民間の投資を活発化させるものでございまして、民間主導の経済成長の実現を目的とするものでございます。現時点では、これに該当するファンドの数は十二あると認識をしております。

現在、内閣官房長官を議長とする官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議のもとでは、官民ファンドの主なものとして十一のファンドについて、運営状況の検証作業を行つておるところでございます。これらの官民ファンドにつきましては、各府省庁に意見照会を行いつつ、関係閣僚会議において決定したものでございます。

なお、資金規模が比較的小額であったなどの理由によつて関係閣僚会議での検証対象としているものもありますけれども、これについても、運

まず、官民ファンドの定義についてお聞きをいたします。そして、その定義に基づけば、官民ファンドは政府全体でどれだけあるのか、幾つあるのか。そしてまた、そのうち、内閣官房が活動するわけあります。政策別コスト情報もあります。

當状況について所管監督省庁によりまして、ガイドラインに基づき適宜適切にチェックが行われていると承知をしているところでござります。

○武村委員 御答弁ありがとうございました。

そういうのは幾つあるのか、こうしたことを明確にしないと、これまでの御質問にもあつたんですけど、れども、政府は隠しているのではないか、何か見られたらまずいものもあるのではないか、そうしたあらぬ疑念を持たれることになりますので、これからはそうした明快な答弁をお願いしたいと、いうふうに思います。

支援機構についてさらにお伺いをいたしました。
この農林漁業成長産業化支援機構の業務の進捗
状況についてお伺いをいたします。具体的にどれ
だけ経費を使ってどれだけの成果を上げておられ
るのか、そしてまた、その成果と経営計画、事業
計画とを比較してどのように評価をされているの
か、この点についてお伺いをいたします。

平成二十五年一月に設立され、二月から業務を開始しました株式会社農林漁業成長産業化支援機構の経費につきましては、平成二十四年度決算につきましては、出資業務に係る費用が三億三千四百六十二万円、また、平成二十五年度決算においては、同じく六億四千三百五十二万円となつております。

他方、平成二十五年度までの六次産業化事業体への出資件数は八件となつております。A-FI ⅤE、農林漁業成長産業化支援機構からの出資決定額で一億九千七百万円にとどまつておるところでござります。

をとつております。

をとつております。
したがいまして、業務を開始した当初はこれに
必要不可欠なサブファンドの組成に取り組んでき
たところでございまして、二十五年度までに四十
一件のサブファンドが組成されたといふござい
ます。

す、独立行政法人でもそうです。当たり前のように開示がされている。これを開示がされていないないというのは私は大変大きな問題というふうに思いますので、その点を指摘いたしまして、質問を終ります。

○麻生国務大臣 民間からこの業界に来て一番最初に感じるのは、それ。私も経営者をやっていましたので、えっというのが正直な実感でしたから、山田さんの今言われました感性というのは、位置づけについての御認識をお尋ねしたいと思います。

また、二十六年度におきましては、出資決定は四十五件、出資決定額で十五億七千万円となつてゐるところでございまして、まだ会計は終わつておりますけれども、おむね前年度並みの費用に案件の増加分の費用を上乗せした水準になるものというぐあいに考えておるところでございま

○石関委員長 次に、山田賢司君。
○山田(賢)委員 私は、自由民主党の山田賢司で
あります。
本日は、質問の機会をいただきました、ありがとうございます。
とうござります。
また、大臣、副大臣、政務官におかれましては、突然の質問通告にもかかわらず御対応いただきました、

私は一般的には正しいんだと思っていましたが、もう三十何年もこんなところにいると、だんだんこっちも感性が少し。いかがなものかと思つて、反省せにやいかぬところなんですが。

国会における決算審議というのは、予算というものが執行された所期の目的を達していますかということについて審議をいただいて、次年度以

それで、評価でございますけれども、中期経営計画や各年度の事業計画で予定していた出資額と比べますと少ないと言わざるを得ないというふうに考えておりますけれども、案件形成になれきったサブファンドも出てきていることから、これから、案件組成がおくれているサブファンドに対する重点的な指導助言による能力向上や、案件發

きまして、ありがとうございます。この件は、大臣、副大臣、政務官のみならず、役所の皆さんにも、突然の質問で作業をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

では、早速質問に移らせていただきます。まず、総論なんですけれども、麻生財務大臣にお尋ねしたいと思います。

降への予算に反映していくもので、これは極めて重要だということはもうつきりしています。例えば、本委員会での御論議を踏まえて衆議院でなされる決議に対し、それに対応して執行面への対応策とか予算編成における対応策などを講じた上で、その結果を衆議院に御報告させていただくということにいたしておりますが、いずれに

掘への協力等に積極的に取り組むよう農林漁業成長産業化支援機構を指導し、費用に見合ったファーミング等が行つて、より一層全面化していくに努め

決算と、そしてこの決算行政監視委員会についてでございます。

○武村委員 ありがとうございます。
　これで質問を終わりますが、中期計画では、機構からサブファンドに出資をしている三百億円、この三百億円から事業体に出資をされる、この目標が、二十八年度末までに三百億円を目指すという中で、これまで恐らく、まだ決算は済んでいま

民間企業におきましては、予算とか経営宣言などと
いうのももちろん重要なんですが、それよりも、
何より重要なのは決算。これによつて企業の業績
も全て判断される。他方、政治の世界におきまし
ては、予算というのはもう大変注目されて、みんな
一生懸命やるんですけども、決算というのは
なかなか、余り注目もされない。
ただ、よく考へると、私は、政治の世界におい
て二十四年度、二十五年度というと、ちょうど、
○山田 賢(せんじん)委員 ありがとうございます。
そこで、まず、本日の議題というのは二十四年
度の決算、そして二十五年度の決算ということで
すので、私はこの点に関して御質問させていただ
きたいと思つております。

せんけれども、平成二十六年度決算であれば、これまでの総額で十六億円近い経費をかけて、十九億円しかまだ投資が進んでいない。到底このままだと目標には達しない、こういう状況ですので、一層の取り組みをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回ちょっと私が気になりましたのは、中期経営計画。それから事業計画、これが開示をされていないんですね。普通の民間事業会社でもそうで

でも決算というのは大変重要なことだと思つております。予算要求のときに、この予算のポイントだと、こんな効果があるということで、いろいろなことを言って予算要求したんだけれども、結果、その成果は得られているのか、こういったことを検証するということは大変重要なと思っております。

そこで、麻生財務大臣にお伺いしたいんです
が、決算の重要性、そしてこの決算行政委員会の

象徴的なのが、二十四年度の本予算までは、民主党政権下で、二十四年度補正から自公政権に移ったというような時期だと思っております。自民党は、野党時代に、民主党政権の予算についてばらまき四Kと言つて、子ども手当、高校授業料無償化、農業者戸別所得補償、高速道路無料化などを批判して、撤回を求めてまいりました。

そこで、自公政権が二十四年末に政権を奪還し
た後、これをどのように見直しを行つたのか、お

考え方を、麻生財務大臣、お聞かせください。

○麻生國務大臣 今御指摘のありましたばらまき四K、これはかなりしっかりと見直しを行つてきましたと思つております。

ます、高速道路の無料化というものにつきましては、平成二十三年八月の三党合意に基づきまして、平成二十四年度予算には関連予算は計上しないということにいたしまして、現政権下においても予算を計上いたしておりません。予算額で一千二百億円上がつておつたものが、二十四年度予算では計上せずということになつております。

子ども手当、平成二十四年の三月の、三党合意に基づきまして、平成二十四年六月から所得制限といふもので年収ベース九百六十万円というものを導入させていただいております。これによつて一兆七千六百億円が一兆二千八百億というこになつております。

また、現政権下におきまして、高校授業料無償化につきましては、平成二十五年十一月に高校無償化法の改正といふのを行わせていただいておりますが、平成二十六年度からは所得制限を、同様、九百十万円ということで導入させていただいている次第です。

農業者の戸別所得補償につきましては、制度の柱であります米の直接支払交付金の交付額といふものを平成二十六年度から減額させていただきて、十アール当たり一万五千円から半額の七千五百円にするとともに、三十年度からは廃止するということなどとさせていただいたところであります。

○山田(賢)委員 ありがとうございます。

続ぎまして、政権奪還したときには十兆円の緊急経済対策等の経済対策を行われました。この緊急経済対策を出すときはそういう効果があるというふうに言つて予算を組んだんすけれども、その結果、経済効果について大臣はどういう御評価をされていらっしゃるか、御見解をお聞かせください。

○麻生國務大臣 これは、この十兆円が全てその

効果、これだけで上がつたというわけではありません

せんが、現政権下においては、何といつても政権奪還のときから、デフレ不況からの脱却、正確には資産のデフレーションからの脱却、資産のデフレ不況からの脱却ということを申し上げてきたの

ですが、二十四年の十二月十六日直後から、御指摘の緊急経済対策を含めます、三本の矢とかアベノミクスとかいろいろな表現がありますけれども、こういったものを一体的に推進したところであります。

あります、結果として、平成二十五年、よく使われます数字を申し上げれば、有効求人倍率、就職の話ですけれども、これは平成二十四年度平均の〇・八二から〇・九八まで二十一年度平均で上がつて、今、足元では一・一七になつて存じます。

また、企業の経常利益で言わせていただければ、これは、二十四年の十一・一二月で十二・五兆が二十五年で十五・八兆、十一・一二です、になつております。

倒産件数というのがよく出ますけれども、これもずっと一万件を超えておりましたが、二

十四年の一万二千二百二十四件から大幅に改善しました。今では九千五百四十三にまで改善していると思つております。

よく言われる実質のGDPにつきましては、二

十五年の一・一三月では前年同期比で五・六%といふことで、二十四年の十一・一二月の〇・七から大幅に改善をいたしておりますけれども、今年の一

一・三月の二次QEですけれども、先ほど公表されておりますけれども、一次のQEが〇・六だった

ものが一・〇として、〇・四上がっておりますので、年率換算で約一・四から三・九といふまでに

上がつてくるんだと思つておりますので、消費等の内需を中心とした景気回復というのが、少しずつではありますけれども、顕著になりつつある、

そのように理解をいたしております。

○山田(賢)委員 ありがとうございます。

私も、税金も一切使つちゃいけないとか、税金

を使わないことが美德だと言うつもりは全然なく

て、このように使つたお金がしっかりと効果になつていく、今お聞きしただけでも経済効果といふのは確実にあらわれておると思いますので、しっかりと実のある経済対策を行つていただきたいと思います。

そして、決算の分野におきまして、これは大変幅広い分野にわたるので、きょうはたくさんのお論についてもちょっとお聞きしていただきたいと

思つております。

まず、経済対策に関連して、マクロ経済対策といふのも重要なんですけれども、やはり何より、国民の皆さん景気回復というのを実感していた

だくというのは、とりわけ、御商売の売り上げが上がる、あるいはお給料があつる、こういったことが大変重要なだと思つております。

なかなか日本の大企業といふのはやはり中小企業でございます。この中小企業対策の目玉と

して、一つ、ものづくり補助金というのを導入されたと思うんですけども、大変これは好評だつたとお聞きしております。

ただ、好評だというのも、お金をもらえば、みんなそれはよかつたと言うのは当たり前で、単にお金を補助金として出したというだけでなく、

しっかりと効果があつたのか、どのような効果があつたのかということを、目安となる指標をあわせて、実際の事例なんかも交えて教えていただけ

ればと思いますが、経済産業省からお願いいたします。

○関大臣政務官 ただいまの御質問につきましてですが、経済の好循環を全国津々浦々へ広げてい

で、年率換算で約一・四から三・九といふまでにこう、この考え方のものと、ものづくり補助金といふものを、この補助金制度をつくらせていただきたい

て、地域経済を支えます中小企業そして小規模事業者の方々に、今、約二万五千社、取り組みを支

援させていただいております。

平成二十四年度補正につきましては、二万三千九百七十一件申請がありました。うち、約半分で

ですが、一万五百十六件採択させていただきまし

て、その金額が一千七億円でござります。二十五年度補正につきましては、三万六千九百十七件申

請、一万三千件ほど申請もふえてきております。

採択は一万四千四百三十一件で、千四百億円をさ

せていただいて、一十六年度補正につきましては、千二十億円の予算をいただいておりまして、

二十四年度補正の実施分につきまして、補正期間が終りました昨年九月の時点におきまして、一つには、もう既に売り上げが増加しまし

た、または増加見込みでありますという百分

テージが四九・七%ございます。また、二つ目としまして、取引先が増加していきました、またはその見込みが大いにありますというところが四

〇・八%ということをございますとして、今後は、販路開拓とか成果の普及に努めてまいりたいと思つております。

そして、二十五年度の補正からなんですが、実は、これは安倍総理の指示がございまして、一%

以上の賃上げ等、従業員の処遇改善に取り組む企

業が優先的に採択されるような工夫を行つてまい

りました。それによりまして、申請が三万六千九百十七件ありましたけれども、二万四千五百五十九件が、六五・四%に当たりますが、賃上げ等を既に行つてくれまして、全国津々浦々、中小企業で働く方々の処遇改善に寄与させていただけており

ます。

実は、阪神大震災で被災しました神戸の企業で

が、従業員十九名なんですけれども、革靴のメーカー、トーセイコー株式会社、ここへ先月總理に行つていただきまして、実際に見ていただきました。三年前から国内回帰をしている会社なん

そのように実のある経済対策というか、実際にどのように企業が潤つたのか、あるいは、元気を出す、諦めかけていた人が希望が持てるようになつた、こういったことをもっと積極的にPRしていくつていただければと思つております。

では、次の質問に移らせていただきま

す。安倍政権として新たに挙げております自玉政策

の一つとして、東日本大震災からの復興加速化、これは最重要課題というふうに位置づけられております。二十四年末に政権奪還した当時、全く進んでいなかつたという御批判もあつた中、政権奪還後、全大臣を関係大臣として、政府一丸となつて取り組みをしてこられたと思いますが、その取り組みと成果について、あわせて今後の一層の復興の加速化に向けた御見解を、副大臣、教えていただければと思います。

○長島副大臣 復興庁の方からお答えをさせていただきたいと思います。

安倍政権においては、政権発足直後に財源フレームを二十五兆円に見直しをさせていただき、また二十六年度補正、そして二十七年度予算でさらの一・三兆円の財源を確保させていただいて、復興に取り組んでまいりました。

おかげさまで、特に地震、津波被災地域では、平成二十七年度末に、災害公営住宅の約七割が完成、そして水産加工施設の八割が営業再開、そして七割の農地が復旧をしたという状況の中でござります。再生が確実に進んできていると実感をしていただけるのではないか。原子力の被災地でも復旧が進み、帰還への動きが始まつてございます。しかしながら、八万人の人たちがまだプレハブ型の仮設住宅に住んでいらっしゃいますので、まだ復旧は道半ばという認識を持つているところでございますが、平成二十八年度以降、復興・創生期間においても、安倍政権においては、復興は最重要課題でございます、全閣僚が復興大臣の意識のもとで災害復興に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○山田(賀)委員 私もよく復旧と復興は違うと申しておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○山田(賀)委員 ありがとうございます。

て、復旧ということ、建物とかインフラを戻すこと

とは可能ですけれども、本当の意味での復興といふ意味では、皆さん方がそこで仕事を持つて生活をきちんとやつていける、希望が持てる社会をつくり出していくことが真の復興だと思つております。

さて、次の質問に移らせていただきます。

これは復興とも関連するんですが、民主党政権下においては、コンクリートから人へというスローガンのもと、公共工事の削減が行われました

た。しかし、命と暮らしを守るということに重要なインフラの整備というのは私は大変必要だと思つております。

実際に私の地元でも、市街地のど真ん中を道路が通つて、通学路の横すれすれをトラックが行き交うような道があるんですねけれども、これを回避するための道路工事をやつていたんですけれども、予算がすばんととめられて、工事が中止に

なったという例がございました。そこを、安倍政権、政権奪還後、また予算をつけていただいて、整備をしていただきました。

このように、命と暮らしを守るという観点での公共工事というのはあつて当然ですし、また、公共工事は全部税金の無駄遣いだということではなくて、富を生み出すような、そういうた公営事業なんかもあると思っております。こういったものにはしっかりと資金を出す。

ただ、今までのように出せばいいというものでなくて、まさにこの決算であるように、出したお金が当初言っていたような効果が本当にあるのものが、これをしっかりと検証していくことが重要だと思つております。

そこで、国土交通省にお伺いしたいと思うのですが、どのような見直しを行つて、その結果、どういう効果が出ているのか、お聞かせいただま

すでしょうか。

○鈴木大臣政務官 山田先生の御質問にお答えをさせていただきます。

公共事業のあり方ということで、政権交代でどう

のようになつたのか、あるいはその効果はどうなつているのか、そういう御質問だと思いますけれども、例えば、リーマン・ショックであつたとき、あるいは東日本大震災であつたり、あるいは、これは平成二十四年の十二月になりますけれども、篭子トンネルの崩落事故もありました。こういったいろいろな転換点などいうものがあつたわけで、これは政権交代によつてどうなつたかと

いうことの検証は正直難しいんだろうと思いま

す。

そういつた中で、御指摘のように無駄なもの、あるいは必要性の低いものについては、当然これ

は基本的にやらない、そういう判断をずっとして

いるところでありますけれども、そういつた状況の中で、確かにこれはその都度その都度政治的にどうなのかなというものがあるのも事実なんだ

らうと思うんですね。例えば、先ほど麻生大臣か

らもありましたけれども、高速道路の無料化の見直し等々、これも行つてきたところであります。

最近の国交省としてということで申し上げれば、やはり、篭子の事故もありまして、補修で

あつたりメンテナンス、こういつたところに一つは重点を置いています。あるいは、先ほどおつしやつたような命に直接かかるような、そ

いつた事業に重点を置いているところでは一つの大きな流れであります。

それに加えて申し上げますと、このところ太田大臣からも申し上げているところでありますけれども、ストック効果というところに注目をし、簡単に言えば、どのようにして民間企業の、民間投資の効率を上げ、生産性を上げることにつながる

基準になると思います。よく言われるような、景気が悪いので、ただただ額ありきで需要を創出するような、そういつた額ありきの事業については基本的にやらないで、どちらかといふと、こうしたストックの効果に着目をしたそうした事業を進めることで、これが基本的な方針になつております。

す。

○山田(賀)委員 ありがとうございます。

埼玉県の春日部市にあつては、企業誘致、新たに二十八件の企業が進出をしている、こういつた効果も実際に出ているところであります。こうして、こうした生産性を上げる、民間企業の活動に資する、そういうのが今の方針になつております。

○山田(賀)委員 ありがとうございます。

今、大変いいお話を聞きました。もうかる事業を別に国がやらないでもいいわけであつて、で、ういつた事業をこれから集中的に進めていくといふのが今の方針になつております。

○山田(賀)委員 ありがとうございます。

ただ、今までのように出せばいいというものでなくて、まさにこの決算であるように、出した

お金が当初言っていたような効果が本当にあるのものが、これをしっかりと検証していくことが重要だ

べきで、富を生み出すよう、そういうた公営事業

の効率を上げ、生産性を上げることにつながる

投資であるか、そういうところが一つの判断の

文部科学省さんでは、防災、減災の観点から、

学校の耐震化、とりわけ公立学校の耐震化を重点的に取り組んで、そういう予算を組まれてきたと思うんですけれども、実際の取り組み状況とその成果について教えていただければと思います。

○赤池大臣政務官 委員御指摘のとおり、学校施設というのは、子供たちの生活であつたり学習の場であると同時に、避難所などの防災拠点という形で、そのための耐震化というものは極めて重要なことがあります。

文部科学省といたしましては、今年度中に耐震化をぜひ完了したいということことで、地方公共団体に必要な財政支援、それから、耐震化のおくれている自治体に関しては、下村大臣名で直接書簡を送らせていただきたい、また職員が手分けして個別に訪問をしてなど、ありとあらゆる機会を捉えまして耐震化の推進を働きかけてまいりました。

その結果、平成二十四年度ですと、公立の小中学校が八四・八%の耐震化率だつたんですが、平成二十七年度には四月一日で九五・六%、今年度中には約九八%まで持つていくめどがつきました。

ただ、一〇〇%ではないということは、これは学校の統廃合という問題がございまして、なかなか統廃合を前提にすると耐震化が進まないということなんですが、別途手引書もつくりまして、統廃合をする、しない、きちつと意思決定をしていたいた上で、何とか一〇〇%を目指して引き続き頑張ってまいりたいと考えている次第です。

以上です。

○山田(賀)委員 ありがとうございます。

子供たちの安全ですから、子供たちだけではないでありますけれども、国民みんなの命と暮らしは守らないといけないんですが、とりわけ弱い立場の子供たちの安全を守るということで、学校の耐震化、もうほんでき上がるということですけれども、引き続き、安心、安全の観点から政策を進めたいただきたいと思います。

もう一つ、ちょっと観点を変えまして、社会保障の見直しということも重要な課題ではあると

設といふのは、支出しの適正化だ

けじやなく、不正受給の取り締まり、不正受給対策といふのも必要なんですが、あわせてどのように取り組みを行つてきて、その結果どう変わつた、どのような成果が上がったのか、これは政府参考人で結構ですので、教えていただけますか。

○鈴木(俊)政府参考人 お答え申上げます。

まず、生活扶助基準でございますけれども、これは二つの観点から見直しをいたしました。

具体的には、まず社会保障審議会の生活保護基準部会におきまして、一般の低所得世帯の方々の消費実態と生活扶助基準、これを年齢、世帯人口数、地域別に比較いたしまして、そうした結果、乖離が認められましたので、この乖離を是正することによって、それがやつていただければと思っております。

以上、本日は大変多岐にわたる分野をさうぞく思つておられるわけでも、ヨーロッパの審議に入らないということを法で決めている国もあるわけでありまして、我々は、なかなかそこまでの法定までいかないということで、ただいま与野党で決算の改革案を議論しているところであります。

月からでございますので、これらの取り組みを着実に実施している最中でございます。

今後とも、生活保護制度が国民の信頼を得られるように、適切な基準の設定、あるいは不正受給対策の強化、こういったことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○山田(賀)委員 ありがとうございます。

私も、困つている人を助けることは大変重要なことが、本当に困つている人たちへ手を差し伸べることにもつながるので、ぜひそのようにやつていただければと思っております。

この間デフレ傾向が続いてまいりました結果、基準額が据え置かれてきたということがございましたので、物価の下落分を反映するということがございました。こうした考え方に基づきまして、平成二十五年の八月分から、三年間かけて段階的に見直しを行つたところでございます。

その効果でございますけれども、国費への影響額につきまして、この三年間で約六百七十億円の減を見込んでいるところでございます。

また、御指摘ございました不正受給でございますけれども、不正受給の問題につきましては、生活保護制度に對します国民の信頼、こういうものを確保していく観点から看過できない問題であるとというふうに認識をいたしております。

まず、昨年の七月から、生活保護法を改正いたしました。具體的には、福祉事務所の調査権限の強化、あるいは不正受給に係ります罰則の引き上げ、そして不正受給をした場合の返還金の上乗せ、こういったものとの対策を盛り込んで実行したところでございます。現在、これは昨年の七月からでございますので、これらの取り組みがいつまでも継続されるべきであります。

国によつては、先ほどから随分と麻生大臣も、一般企業と比べて決算の重要性というのに言及をされておるわけでも、ヨーロッパの審議に入らないということを法で決めている國もあるわけでありまして、我々は、なかなかそこまでの法定までいかないということで、ただいま与野党で決算の改革案を議論しているところであります。

本日は、多くの委員の皆さんがいらっしゃいますので、改めて、まずもつて我々決算行政監視委員会の改革といふものについても思いをともにいたしたいというふうに思います。

今まででは、私は決算行政監視委員長時代に会議でこのままでは本当に税金泥棒だよなんどいうことを言つて、これは不適切だということで議事録から削除されましたけれども、今でも、このままでは本当に我々はそう言わてもしようがないなというふうに思つておられます。

昨年の、二十六年六月二十日の決算委員会において、我々は、まずもつて第一弾の、改革方針について与野党の申し合わせについての確認をさせていただきました。

その内容は、選挙を挿むことは想定していませんでしたが、決算の審査は、次年度決算が提出されるまでに終了するよう努める。また、従来の審査方法に加え、例えば、行政監視機能を重視した小委員会を設置し、政策自体の是非でなく、予算執行が経済性、効率性、有効性等の観点から行われているかどうかに焦点を当てた質疑、我々は非政策的質疑と呼んでおりますけれども、これを行つて、議論の活性化を図る。

つまりは、こうして大臣、副大臣、政務官と行つて、議論の活性化を図る。

う議論は政策的質疑であります。先ほどから、これがばらまき四回だったのかどうかはわかりませんけれども、子ども手当の政治的な、政策的な是非を問う、これは政策的質疑。我々、非政策的質疑というのは、あくまで効率、どこに無駄があるたか。こうしたものは、海外では、参考人、政府参考人を中心に行っていくということがあります。参考人を中心に行っていくということがあります。参考人を中心に行っていくと、この決算の審議を終われば行政監視機能に集中をしていく、こうというのが、我々の今決算行政監視委員会で行っている改革であります。

そのためにも、この決算行政監視委員会、早く決算を上げたいというところでありますけれども、そうこうしているうちに、今も、十五日に我々は分科会を予定していましたけれども、これ

も大臣のとり合いということで、参議院の方で総理もとられるということで、これも何か今難しい雲行きでありますし、この期間に我々衆議院で決算行政監視委員会を進めていくというのは、定例日を設けてもやはりなかなか難しいということであります。

今、与野党では、三月までに予算委員会の裏でしっかりと決算を回して、そして三月に上げてしまえば、その後には行政監視に集中する。大臣のとり合いを行わずに行政監視をしっかりと行っていく仕組みを回していくこと、今与野党、銳意、我々は努力しているところであります。

ですから、今まで、各党も随分と、委員の皆さんも、やはり国会というところは、国会法で委員は一つは常任委員会に所属をしないといけないということで、ベテランばかりが多くなるとかいふことで、決算行政監視委員会、国対ともお話ををして、しっかりと議論をたくさんしていく、そういう決算行政監視委員会にしていこうじゃないかというのは、今与野党ともにしている思いでありますので、どうか皆様にもこのあたりをお含みおきいた

だいて、これから決算行政監視委員会に皆さん

に御協力をいただきたいと思うところであります。

まずもって、非政策的質疑も取り入れていくことがあります。

○石関委員長 これまで、決算行政監視委員会、しつかりと今国会まとめていくという御決意をま

ず委員長からもう一度いただきたいと思います。

○石関委員長 これまで、決算行政監視委員会、速やかに作成し、決算検査報告に関する参考資料の作成についても、御審議に役立てることができ

るよう最大限の努力をいたす所存であります。

○松浪委員 今ほど四月、五月、完全な形をつくらなくとも、一月冒頭ぐらいまでにはあらあらの

については議論をされてきたことであり、おおむね

今先生の御発言のとおり、あらあらの合意はできているものと承知をしておりますので、その方向

で私としても進めてまいりたいと思つております。

○松浪委員 本当に、我々、これは親身に進めておりますので、質問通告もなく失礼をいたしました

たけれども。

衆議院決算行政監視委員会、先ほどから、きょうの議論を見ていっても、原口先生が会計検査報告

を我々にお配りになつて、そして質問をされました。やはりこうしたスタイルでみんながどんどん

どんどんと詰めていくことが私は大事になつてこようと思ひます。

しかしながら、かつては決算報告、十二月とか

一月にずれ込むということであつたけれども、今やつと十一月に出していくだけよう、これでも

前倒しをしているわけでありますけれども、我々、その決算の審議に当たりまして、衆議院の

調査局というのが、いつも四月、五月にいい報告を出してくれます。これを分析して、どこがボイントかといふようなこと、我々議員もこうしたも

のを本当に活用しながら質問すべきだと思います。

○麻生国務大臣 このは、先ほども御質問があつておりましたので同様の答えを申し上げるんだ

と、こうした報告がなかなか間に合いません。

○石関委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○松浪委員 さて、では次は会計検査院に伺おう

と思います。

この会計検査院、我々は出先改革を随分国会で

議論してまいりましたけれども、会計検査院とい

うのは珍しく出先がない役所であります。なぜ出

先がないのかということを聞きますと、やはり中

央で審議することが非常に多いといふんですけれども、今の時代、どんどんどんどんと地方の予算

が膨れてきて、そして交付税化、昔のように補助

金じやなくて、地方交付税化がどんどん進んできて、なかなか審査する内容というのも地元に密着しないと見えない部分が出てきていると思います。その交付税化等が多いがために、やはり、省庁別で今までつくってきた組織というものの私はそろそろ一部見直してもいいのかなというふうに思いました。

先日、会計検査院と議論をさせていただいて、いろいろな理由があるのはわかりましたけれども、さまざまな会計の専門家に聞きますと、監査法人なんかは、かつては大きな監査法人も中央にだけ集中していたものが、今どんどんどんどん地方にも支所をつくるようになっている。また、会計検査院の人材も、つまりは出先がないということですから、全てが東京一極集中になってしまっている現状があります。

当然、皆さんのがローカルいえば、十一月に上げてしまえば、次はまた六月ぐらいまでは、九百人ぐらいですか、調査官が地方に年間八十日ぐらい散るということありますけれども、一部は年間を通じてその地方に密着をするといふようなキャリアパスがあつても、会計検査院の質はこれから上がっていくんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、会計検査院、見解はいかがですか。

○田代会計検査院当局者 お答え申し上げます。

会計検査の実施に当たりましては、検査対象機関から提出された計算証明書類を一元的に管理して書面検査を実施するとともに、調査官等が全国各地に出張して実施しました実地検査の結果や本省庁等が聴取しました見解等について、関係する調査官等が一堂に会して情報を共有して分析、検討を行い、適時に検査官会議の指揮監督を受けるなどしながら検査結果を取りまとめることが非常に有効であるというふうに考えております。

また、会計検査院におきましては、検査簿に掲記して国会に報告する事項につきまして、事務組合内の会議や検査官会議の各段階において、一件

ごとに多角的な観点から慎重に審議、検討する」ととしているところであります。

したがいまして、現状では、職員を一ヵ所に集中して配置する体制の方が効率的、効果的に業務を実施することができるのではないかと考えている次第でございます。

また、地方に支所を設ければきめ細かな検査ができるのではないかという御意見をいただきました。この点につきましては、実地検査を行う箇所の選定に当たっては、綿密な事前調査と検討に基づきまして、できるだけ問題がある可能性が高い箇所を計画的に選定するとともに、会計検査の率制機能を維持する見地から、多年にわたって検査の空白域を生じさせないように留意して検査の効率を高めているところであります。

最後に、会計検査院に出先機関を設置すれば関東出身者以外の多様な人材を確保できるのではないかという御意見をいただきました。

人材の確保というのは重要なことだと考えておりますが、例えれば本年におきましては、総合職として五名の新規採用をしましたが、そのうち四名は西日本の出身者、もう一名は東北出身となつております。各地から採用しているところでございます。

今後も引き続き多様な人材の確保に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○松浪委員 御答弁はわかるんですけども、私もかつて新聞記者をしておりましたけれども、関西人だから関西のことを知っているわけではありませんで、私は最初に赴任した横浜とか青森とか、そういういた地域の方が自分自身は詳しいなどいう実感がありますので、やはりなかなか、検査院の皆さんも、さまざまなキャリアパスというのには今後御検討いただければいいのではないかなどといふふうに思います。

それでは、決算の実質的な私の今回の質疑に入ります。

そこで、決算行政監視委員会で東北の

方も一泊にわたって随分綿密な視察をさせていた

だいて、復興予算というものの、これから使い道

あります。

非常に我々ずっとウォッチをしていかなきゃいけないなというところなんですかとも、特に、この平成二十五年度の会計検査においては、四千四十億円に上ります防災のための集団移転促進事業、これについての指摘が非常にあるわけであります。

ります。

この点につきましては、区域指定されまして、一万六千九百九十一戸が移転するというものでありますけれども、これについて、移転者の意向の変化が適時適切に把握されていないという指摘がされていますけれども、こうしたことについて端的に、こういう意向が変わった地域、またその理由をまず国交大臣伺います。

○小関政府参考人 お答えいたします。

具体的な事例として、例えば岩手県の山田町の

山田地区におきまして、当初計画戸数が四百五十

六戸であったものが、住民意向の変化を踏まえ、二百六十九戸へ縮小した事例がございます。

その住民意向が変化した主な理由でございます

けれども、事業主体の町から聞いたところでは、経済的な事情により住宅の再建を断念し公営住宅へ入居したり、あるいは住宅団地の完成を待たずみずから宅地を確保し住宅を建設したことなどがござります。

以上でございます。

○松浪委員 こうしたことは十分予見されたことだと思いますし、さらに言えば、これから人口減少社会に突入する我が国で国民の目が非常に厳しいところだと思います。ゆえに、随分と報告書でも事業規模の縮小などの措置が求められているわけであります。

中でも、内訳を見ると、一万六千九百九十一のうちで貸し付けが二万五百十二、分譲が二千七十三、そして災害公営住宅が四千三百六。災害公営住宅が住宅局で、その他が都市局ということです。

あります。

○松浪委員 ありがとうございます。

そしてまた、これは非常に、一旦このような想

り三千万円以上の額になるわけでありまして、これからどんどんそうしたところが、空き区画が出るなというのは、委員の皆さんと高台を視察したときも、空き区画が出るんじゃないかなんという話は皆さんから出た話でありまして、当時も報道がされていたわけであります。

空き区画をこれからは売却するとか、そういうこととして対処もするということでありますけれども、例えば、公営住宅とかそういうものを整備した、一旦入った、それでオーナーじゃなくて、それを整備した後にどれだけ使い続けられているのかといったようなことをやはりチェックしていくかないと、これからもっと大きな南海トラフとか首都直下型地震とか、そういうものが予見される中で、我々はより効率的な使い方をしていかなければいけないと思います。

こうした中で、事業規模の縮小数とか、実情、またこうしたチェック、ファイードバックというのをこれからしっかりと行つていくのかどうか、伺います。

○小関政府参考人 防災集団移転促進事業の地区は、全体で三百三十地区でございます。直近の平成二十六年度で百二十一地区で事業規模を縮小ということでございます。計画戸数は、平成二十四年度末の一万三千戸から、二十六年度末に九千七百戸というふうになつてございます。

委員御指摘のように、防災集団移転促進事業の、まず計画を立てる際に、事業主体である市町村が移転希望者のニーズをきめ細かく把握して計画を立てるということでお願いしております。

そのように実施されているというふうに考えておりますが、その後、いろいろ移転者の事情の変化によりまして規模を縮小するということはあるわ

けでございます。

今回、東日本の事例につきましても、よくフォローアップをしていきたいというふうに考えてお

ります。

そしてまた、これは非常に、一旦このよう

四千四百十億円を一万七千で割ると、一つ當た

像を超える大災害が起きますと、その後の対応というものが今までの普通のスキームでいいのかどうかといふことも問題になるらうかと思います。

我々が視察を行ったときに陸前高田の市長さんなんかが、復興事業を進めていく中で国の法律が障害になつていいかというようなことを我々が伺いますと、やはり土地区画整理事業を進める上で、仮換地計画を作成してから工事を行うけれども、土地の地権者が多いし、地権者が被災して相続人が不明になっているので、計画をつくるのはすごく時間がかかるということが言われたわけであります。こうした場合、借地権を設定するというような法律を整備できないかと国に対しても思つたといふことがあります。

國の方では、こちらへフローの図をつけました、仮の換地指定というようなことで対応しているといふことがありますけれども、なかなかこの仮の換地指定もまだ一つも使われていないということを私も説明で伺いました。

被災地の現場を考えれば、もうちょっとと突つ込んで形で、大災害時の土地の使用権については突つ込んだ法律をつくつていいべきではないか、また、そういう仕組みをつくるべきではないかと思ひます、いかがでしょうか。

○小関政府参考人 議員御指摘の件につきましては、陸前高田市における区画整理事業におきまして、起工承諾を得るために相当の時間を要するといふことで、起工承諾がない場合であつても工事着手を可能とすることができないかといふ御要請がございまして、議員今配付していただきましたこの資料の中でも述べておりますように、工事のための仮換地に関するガイドラインというのを発出させていただきました。このガイドラインによりまして、事業の迅速な推進は可能になつたものといふうに基本的には認識しているところでござります。

さらなる立法措置につきましては、幅広く関係自治体の御意見あるいは専門家の、有識者の御意見等も伺いながら勉強させていただきたいといふことがあります。

○松浪委員 これも国土交通省とやりとりをさせていただきまして、地方公共団体と話をしたりとか勉強したりとかいうことで、これから来る南海トラフとか、または首都直下型地震とか、こういふものに対応できるとは、私にはとても思えません。

瓦れきだらけになつた、例えば東京とかそういったところはどのように対応すればいいのか、大きな、その地域が壊滅的な打撃を受けたときにはどういうビジョンかを、やはりつくつておかなければならぬと思います。

関東大震災のときには、復興院の総裁となつた後藤新平は、こちらを遷都するなどか復興費は三十億円だとか、大風呂敷と言われながら、結局五億になつたらしいですけれども、さまざまなどジョンがあつたわけあります。

それによつて、結局、さまざまの批判もありますけれども、東京においては、現在の内堀通り、靖国通り、昭和通り、こうした通りが整備をされ、現在の東京の骨格をなす、まさに窮地を、ピチをチャンスに変えて、現在の東京の復興があつたと思いますけれども、先ほどの国土交通省のようないかがでしょ。これがもし本当にさまざまのことがあつたときには、これは役所に言うのも申しわけのないこと、まさに政治がしっかりと判断をしておかなければいけないことだと思います。

○山谷国務大臣 首都直下地震や南海トラフ巨大地震のようないかがでしょ。これが防災の面だということを伺いました。山谷大臣にお越しをいただいておりますので、今後こうしたことをお願いしたいんですが、いかがでしょ。

○山谷国務大臣 首都直下地震や南海トラフ巨大地震のようないかがでしょ。これが復興のための基本的な枠組みを定めておくことが重要であると認識しております。

このため、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、発災後一定期間、復興に係る地域内の建築を制限することにより、被災市街地の無秩序な開発を防止し、緊急復興方針に基づく計画的な市街地整備を行うことができるよう、被災市街地復興特別措置法が制定されました。同法は、東日本大震災の復興でも活用されたところであります。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、発災後確かに政府の復興対策本部を設置し、復興基本方針を定めることができるようにするとともに、復興のための計画や事業に係る要件緩和や、災害復興からの復興に関する法律が平成二十五年六月に制定されたところであります。

さらに、被災後に大胆な復興を行うためには、法律がどんどんできてきて、そして今、私が問題にしたのはやはり、通常のスキームで、こうした土地のルールで復興する。

今回は、東日本大震災は、まだ都市部ではな

かつたからこうしたことがきくと思いますけれども、仮に首都直下型とかこういった悲惨な状況が起きた場合には、その後の復興、というのは、やはり今政治家が、東京とか首都のあり方というものはどういうふうにあるべきかというのを、今からここは潰れてしまつたときにはこういう道をしつかり通しますよといふようなことを、大きなビジョンを持つて政治が、壊れてしまつたときには、皆さん、こういう東京になりますよとか首都になりますよとか、こういう大阪になりますよ、こういう名古屋になりますよと、拠点の都市ぐらには、やはり大規模災害が起きたときのビジョン、いうものをつくつておくべきだと思います。

これについては国交大臣に伺おうかと思いますが、これは防災の面だということを伺いました。山谷大臣にお越しをいただいておりますので、今後こうしたことをお願いしたいんですが、いかがでしょ。

○内閣府防災 いたしまして、市町村に対しまして、将来の地域づくり、まちづくりのビジョンを平時から検討していただくことが大切であると考へています。

内閣府防災といたしまして、市町村に対しまして、事前の復興計画をつくる重要性を置いていたり、自治体に対しても、今後とも適切な助言をしていきたいと考えております。

大胆な復興を行うためには、今から準備ということが大切だと考へております。

○松浪委員 ありがとうございました。

小さいところでは、私も昔、記者時代には、外環がどういうふうに通らなかつた経緯があつたか、政治的な経緯も伺いましたけれども、壊滅したときにはここはこういうふうになりますよとか、それから、首都直下型になつた場合は、まあ大阪都構想はこの間一旦沙汰やみになつてしまつたが、あれも、首都のバックアップ機能といふものに非常に大きな意味を都構想を見出しておりましたので、そのときに首都のあり方をどのようするのかとか、そうした大胆なことをやはり

私は法律でしつかり決めて、そして、首都をここに置いておくのであれば、東京都と今から話し合いたしながらこうしたものに備えるということを重々お願いいたしまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○石閻委員長 次に、水戸将史君。

○水戸委員 維新的の党の水戸将史でございます。松浪議員に引き続きまして、我が党からいろいろな質問をしたいんですが、時間が限られておりますので、今回は特に不正受給についてのお話を聞いていただきたいと思います。

不正受給 補助金とか、昨日の問題になつて、いるような生活保護の問題、また年金の問題等々、われわれでありますし、ある意味で、不正受給は税金のただ食いつくふうになつてしまふわけではありますので、いかに不正受給を防いでいくかは喫緊の課題であると思っております。

特に、今回、幅広い不正受給の問題はありますけれども、年金の不正受給について何点かお尋ねをしたいと思つております。

と申しますのも、もう御案内のとおり、つい昨今、約五十年間にわたりまして五千万円以上の年金を不正受給されたという、高齢者が、その遺族といふんですか、逮捕されたということがありました。非常にショッキングな一つの事案であったかと思つておりますけれども。

今、本人確認、本人が生きているかどうかといふことの確認が、さまざまなかつて、年一回、現況届を出して確認をしているといふこともやつてゐるわけあります。これに対しても非常に限界があるんじやないかといふふうなことで、今申し上げましたとおり、日本年金機構に対し死亡届を提出しない、遺族による不正受給といふものが枚挙にいとまがないということあります。厚労省は今までどのような対策をされてきたのか、簡潔にお答えください。

○樽見政府参考人 年金を受けておられる方の生存確認について、昔は現況届というのを毎年出していただくということでやつていただけであります。

それで、今言つたように、ちょっと違つています。まず、平成二十一年から二十四年は、後期高齢者を対象にしての、一年間これを利用しているかどうかの実績を調べる。それを経た上で、平成二十六年、二十七年、去年からですか、二カ年かけて、そこで介護保険料の特別徴収を行われているかどうかということで調べるんですね。こういう二段階の調査を経て、特に七十五歳以上の高齢者を中心に、やれ後期高齢者の健康保険を利用しているかしていかないか、介護保険料の特別徴収が行われているか行われていないかということを調査しているんです。

これはどうなんですかね。あくまでも、前者は二十二年から二十四年まで、後者は二十六年から二十七年までの調査期間なんですね。それ以後、どんどんどんどんと後期高齢者になつてくるわけありますから、そういう年金受給対象者はどうなつていくのか、この調査はどうなつていくんですか、これから。

今、状況はどうなんですか。具体的に件数はわかります。

日本年金機構によりますと、現況届が提出されていないことによって年金の差しとめを行つた件数は、平成二十六年度で五百五十四件でござります。差しとめの後、現況届が提出されたことにより支給が再開された件数については、残念ながら把握をしていないといふことです。それから、二十六年の四月に、年金機能強化法に基づきまして、所在不明の届け出ということを出していただくことになりました。この届け出の件数を申し上げますと、日本年金機構によれば、平成二十六年度で三百六十五件ということになります。

○樽見政府参考人 お答え申し上げます。

日本年金機構によりますと、現況届が提出されないことによって年金の差しとめを行つた件数は、平成二十六年度で五百五十四件でござります。差しとめの後、現況届が提出されたことに

あの手この手で日本年金機構も、本人確認、死亡をしているかどうかに関して確認すべく取り組みをしたことは私は多としたいと思うんですね。例えば、平成二十二年から三ヵ年かけて、七十五歳以上の後期高齢者等々含めて、それを利用しているかしていないか、一年間健康であるかどうか、まあ、一年間健康であるといふことが本当に現実的に考えられるかどうかといふことを含めて、そういうことを含めてやつてあるわけあります。

いわゆる七十五歳以上の後期高齢者を対象にしたこの調査も、あくまでもこれは抽出なんですけれども、これはどういう形で抽出したのか、また、この抽出された件数と、その結果において生存とか所在が確認できなかつた件数といふのはどうなつてあるのか、もし把握できているのであれば、その件数を具体的にお答えください。

○樽見政府参考人 御指摘のように、高齢者はだんだん年齢で変わつてまいりますので、今後も定期的にやつてまいりたいと考えております。

○水戸委員 その定期的といふのを具体的に答えてください。

○樽見政府参考人 後期高齢者に関する調査については、ことしやつてまいりるといふふうな予定にしております。前回が二十二年ですでの、この程度のインターーバルといふことでござります。先についてはまだ決まっておりませんけれども、同じようなインターバルでやるといふことを検討してまいりたいと思います。

○水戸委員 今はもう二十七年で、終わるわけでありますので、二十八年以降、ぜひ、これを実施しなければ、この不正受給の話といふのはただ一

と取り組んでいきたいといふことを強く要望しておきます。

そういう中で、現況届で、返つてくればいいんですよ、こちらから調査することで、相手に送る。しかし、これは返つてこない場合もあるんですね。現況届がここに返つてこないので、そして当局が把握をできなくて、生きているか死んでいるかもわからない。そういう中で、支給停止になる場合もあるんですね。またさらに、支給停止になつた場合に、また一定期間置いて生存が確認された場合、支給はまた再開されるというふうになつてゐるわけです。

今、状況はどうなんですか。具体的に件数はわかります。

日本年金機構によりますと、現況届が提出されないことによって年金の差しとめを行つた件数は、平成二十六年度で五百五十四件でござります。差しとめの後、現況届が提出されたことにより支給が再開された件数については、残念ながら把握をしていないといふことです。それから、二十六年の四月に、年金機能強化法に基づきまして、所在不明の届け出といふことを出していただくことになりました。この届け出の件数を申し上げますと、日本年金機構によれば、平成二十六年度で三百六十五件といふことになります。

○樽見政府参考人 お答え申し上げます。

日本年金機構によりますと、現況届が提出されないことによって年金の差しとめを行つた件数は、平成二十六年度で五百五十四件でござります。差しとめの後、現況届が提出されたことに

これが本筋であるんですけども、なかなかそれが日本年金機構も確認をできないといふんですが、年金の関係法令上、死亡届を提出しない場合、どのような罰則が科されるんでしょうか。○樽見政府参考人 今ちょっと、条文を持つてまいりませんでした。申しわけありません。

○水戸委員 これはちょっと質問通告しておきました。また後ほど調べてお答えいただきた

いふと思っております。

○樽見政府参考人 結局、日本年金機構も、情報の流出の話はまだ

後にしますけれども、一生懸命やつてゐる部分は

多としたいと思うんですよ、しかし、確かに、日本年金機構の取り組みでも限界があることは私も承知しております。

例えば、よく行政の縦割りという形で、住基ネット、住民票コード、これを収録して、しっかりと年金機構が調べて、そして生きているかどうか

かということを住民票コードと突き合わせてやつてから、そういう地道な作業をしているんですね。結局、そういう中で今把握をしているのが全体の九九%というふうに承っているわけでありま

申し上げた、把握ができない部分がある。一%、残りの一%に対しては、なかなか住民票コードがわからない。そもそも、わからないから生存しているかどうかもわからないということなんですね。

住民票コードが確認できない理由としては三つ挙げられているんですけれども、まず第一は、やはり、年金を受けている住所が住民票コードの住所と違うのですから、果たして同一人物であるかわからぬことが第一点。

第二点は、同じ人であっても、フルネーム、よ

けれども、できるだけ書いていただけるようにしたいというところについては、私どもも考え方方は同じでござります。

○水戸委員 そもそも制度として、あなた方は、運用として、現況確認をする、返つてこない場合では支給を停止しているわけですよ。だから、返つてきた場合においても、住民票コードが載つたなければ、申しわけないけれども支給は停止させますよと。簡単じやないですか。どうですか。

○樽見政府参考人 その支給を停止するというと

○甘利国務大臣 マイナンバー制度は、いろいろな行政事務に共通して一人を特定することができます。しっかりととした制度が動いていけば、この種の事案はなくなるというふうに思つております。

○水戸委員 マイナンバーといふもののよさを非常に今まで政府としては喧伝されておりますのですから、ぜひこれに関しまして、その精度を高めながら、この不正受給の課題、いわゆる本人確認ですね、死亡しているかどうかに関しまして

のそうした確認が隅々まで行き渡るようにしていただきたいと思つています。
こゝも、そうなんです。実際に、先ほど言つたま
うに、現況の確認をする、相手にそれをまず照会
して、且つ、うなづかせる、うなづかせます。

ないたから、しようがないから、年金機構が一応照合して、照会して、住民票コードを一つ一つ拾つていくという作業をしているわけでありますけれども、これは、職権で住民票コードを登録するというこの結果で、こういうよつたな九九%が、今、日本年金機構としては確認されているんです。
○樽見政府参考人 住民基本台帳の情報と日本年金機構で管理している受給者情報の双方について、氏名、生年月日、性別、住所、この四情報が一致する方については、自治体から住民票コードの提供を受けているという構造になつてございま

三〇〇目が先ほど言ったように住民票コードができたのが、随分前ですよね、二〇〇二年からスタートしたわけであります。二〇〇二年以前に死んだ人の記録は、あくまで住民票コードは生きている人を対象にしているわけでありますから、二〇〇二年以前に死んだ人、これが住民票コードでは載ってこない。これが一番問題なんです。いろいろな事件につながるので、ここが問題なんですね。そういうことありますから、やはりなかなか何か確認作業が全て行き渡っていないという限界があるんです。

だから、ここで申上げますけれども、やはり、確認書を出すための、先ほど言つた現況

○水戸委員 やはり、しっかりと、一生懸命やつて
いるんですから、その精度を高めるために、ある
程度、未来永劫これを停止するというわけじゃな
くて、一時期的でもそういう形で周知を図つて
いった方が、せっかく現況届を相手に確認をして
て、相手から返つてくるわけでありますので、そ
の返つてきたものの欄に、住民票コードを自分で
調べて自分で記載しなさいということをした方
が、その辺とあわせながら、ちょっと検討してま
いりたいと思います。

が、今まではこれに満足ましては、住民票コードを書いてくださいと、そういう欄を設けて、そして返送願つていただけですね。今後は、これプラスマイナンバーという、住基ネットにかわってマイナンバーというものが、さらに幅広く、横串になつて利用されるわけでありますので、このマイナンバーも必ず書いてもらえばいいんじやないですか。これはいかがですか。

○樽見政府参考人 まさに、私ども年金の手続の中でも、マイナンバーが入りますれば、原則としてお客様対応のところについてはマイナンバーで書いていただく。今、基礎年金番号とか書いてい

それ以外の方については、いわば、そういう職業の権利といいますか、自動的にといいますか、住民票コードをいたぐりということになつていてるわけではございませんで、御本人に確認をしながら住民票コードを収録するという作業をやつてあるわけだと思います。

届には、住民票コードを記載する欄があるんですね。そこにしつかりと書かせると、ということを義務化した方がいいんじゃないですか。これはどうですか。

○樽見政府参考人 御指摘のように、まさにそ^うにしつかりと書いていただくということができました。すると、私どもとしてもありがたいというふうに思います。

ただ、その義務化ということをどうひょうふうな法律構成にするかというところについての考え方について整理をしなければならないと思います。

が、二度手間、三度手間がなくて、しっかりと支給の対象になるという話になりますから、この事業を進めていたいことを強く要望したいと思います。

さらに、こういう中において、住民票コードを確認することの必要性を論じながら、いよいよ来年からマイナンバーという制度がスタートします。

担当大臣もお見えになつていいようでありますが、マイナンバー制度、これを広く利用した場合、活用した場合に、この不正受給はなくなります。

ただいっていますけれども、もうマイナンバーで書いていただく。そのために、今、住民票コードというものの収録作業を一生懸命やっているわけでござりますけれども、これがまたマイナンバーに切りかわっていくということで、マイナンバーの仕組みを、精いっぱいといいますか、最大限活用させていただいて、間違いがないような、そういう手続を進めてまいりたいと考えております。

○水戸委員 マイナンバーといつものよさをさらに推進するためにおいて、こういうことの具体的な実現をす。

○甘利国務大臣 マイナンバー制度は、いろいろな行政事務に共通して一人を特定することができ

ます。しっかりととした制度が動いていけば、この種の事案はなくなるというふうに思つております。

— 1 —

的な手続に関してしっかりと相手にお伝えをして、相手もそれを守つていただくということを含めて、やはり、何より不正受給の防止という観点からですよ、あくまでも、このマイナンバーを利用することを強く私は進めていくいただきたいと、いふことを要望します。

取に適切に取り組んでいかなければならぬと思
うわけであります。

今、先生の方から、時効のことについて、これ
を変えるべきじゃないか、こういうお話をござい
ますが、それについては、御議論をいろいろ賜つ
て、それをもとに考えていただきたいというふうに思
う。――。

これから、第一回目の日本年金機構不正アクセス事案検証委員会というのを、第三者性を極めて高くしてスタートして、そこが検証していただきたいと思っておりますが、反省すべき点はたくさんやはりあつたというふうに思います。もちろん、今先生御指摘の、パスワードをかけなきやいけな

「一時的に職員の共有フォルダに保存していた個人情報の一部が流出したことが確認されました。」この文言がありますね。「一時的に」とありますけれども、ここなんですかそれとも、一時的であつたのかどうか。これは日常的にやつているこ

また、会計法上、時効があるのは、五年間までが適用、五年間だけさかのぼって返納してもらうということになるわけで、これを延長することも含めてですけれども、信賞必罰じゃありませんが、ぜひこういうことを含めて、不正受給でありますから、法に違反している話でありますので、こういうことも含めて取り組みを強化していくべきだと思いますが、どのような姿勢で臨まれますか。

大臣、今回、そもそもこのような問題は、これまでの、今までの経過は割愛します。
御案内のとおり、パスワードをかける内規がありながらパスワードをかけなかつたということであり、いろいろな形で、今回こういう形で漏れてしまつた、不正のアクセスが行われてしまいまして、それがこのような社会的な問題に発展をしたというわけであります。

いうものを図つていかなきやいけませんし、そのためには体制をきちっと整えていくということが極めて大事だというふうに思つております。
なお、この検証については、これから検証委員会で、しつかりと厳しい目で見ていただいて、私たちももちろんみずから検証をやつていきますが、そういったところで、第三者性のあるところをしつかりとした検証をしていただければというふうに思つております。

は、機構の本部と全国の拠点で情報を共有する、連携するために、日本年金機構LANシステム内のデータ共有サーバーを使用いたしております。機構LANシステムについては、さまざまなセキュリティ対策を実施してきておりますが、個人情報をインターネットとつながる環境の中に置いておくなどということについては、やはり問題があつたなどというふうに認識をいたしております。したがいまして、今後、このインターネット環

○塙崎国務大臣 先生、今、年金の不正受給についてお尋ねをいただきまして、返納金債権の回収でござりますが、不正受給者に対する納入告知書をまず送付して、そして、納入告知書の納付期限を過ぎても納付を行わない不正受給者に対する督促状を発行いたしまして、督促しても納付を行わない不正受給者に対しては電話、文書、それから戸別訪問、これによつて納付の督促を隨時実行してまいりつているわけありますが、年金の不正受給が五年以上遡及する場合においては、返還請求を求める過払い金は会計法の時効の規定により五年分ということになつておりますて、この五年分を確実に納めていただくように、返納金債権の回

はシステムに問題があるのか、人間に問題があるのか、両方なのか。どのように認識し、どのように対応を、これから対策をとろうと思っているのか、簡潔に、大臣、その所見を述べてください。

○塩崎国務大臣 まず第一に、今回、悪意のある不正アクセス、このことによって個人情報が守り切れずに出でてしまったということについては、日本年金機構の備えが不十分だったということもあって、大変遺憾に思うわけでありますし、また監督する立場としても、そこはおわびを申し上げなきやいけないというふうに思います。

どういう対応をということ、どこに問題があつたのかということについては、きょう、ちょうど

○水戸委員 確かに不測の事態であることは、これは紛れもない事実でありまして、相手が悪意を持って不正アクセスする相手ですから、それに対してしっかりと対応、対策を考えていくことは当然ですよね。そういう危機管理意識というものに對しての備えというか心構えということが、僕は非常に欠如していたんじゃないかという気もするんですね。

今回、理事長の水島さんから、きょうお見えですか、個人情報流出のおわびという形で文書を出されております、先ほどもそれが論議になりましたけれども。この文書を見てみても、ちょっと変わらないところがありまして、これは確認したい

境からの切り離しについて、早急に検討し、実現していきたいというふうに考えております。○水戸委員 これはベネッセの話とは若干次元が違うかもしれません、あのときも、外部からの、社員でない人間があそこに侵入して、データを抜き出して、また漏えいをさせたという、そういう行いに及んだわけであります。そもそも、情報というものは、観察に説法でありますけれども、業務の内容とか、職員の職責とどうかレベルによって、アクセスの権限は違うはずなんです、違っていてしかるべきなんですねけれども、こういうものが事前に設定されていれば、責任体制も、誰がどういう形でそれにアクセスを

したのか、どういう形で使ったのかなどということもわかるわけでありますけれども、こういうような安全措置をしてこなかつたことがこのようない無責任体制を許すことになってしまったんじゃないですか。これはどうですか。

○水島参考人 御指摘のとおり、システムでいかにガードいたしましても、使用するルールが守られないということです。この効果は発現しないわけでございます。その点で、パスワードがかかるなかつた記録が約五十五万件、流出をいたしております。この点に関しましては内部管理体制の不備であったというふうに認識いたしております。大変申しわけないというふうに考えております。

○水戸委員 もう時間が来てしまいました。最後の質問になりますが、では、大臣、事後の対応策になつてしまいますが、これは本人成り済ましの事件は起こらないよということを何か言つてゐるみたいであります。しかし、そういうことは絶対に起こらないとは言えませんよね。

そういうことを含めて、仮にこうした情報の漏えいが他の事件に、いろいろな犯罪へと波及した場合、誰がどういう形で責任をとるのかという話になります。そういうことについてのこれから取り組み、今、大臣は、こうした今回起つた不祥事、不始末に関して、どのような形で今後その拡散を防ぐのか、もとより、他のいろいろな犯罪へとつながつていかない、つながらないといふことを含めてですけれども、この協力体制をどのように形でやっていかれるつもりなのか、それを明確にお答えください。

○塩崎国務大臣 まず第一にやらなければいけないことは、年金を守るということでございまして、今先生御指摘のような二次被害に遭わないように、これを守つていかなければいけないと思います。年金につきましては、五月八日以降、住所変更

された方、それから口座変更した方々、これらについては、本人確認を徹底しまして、既に変更が行われた人たちに対しても、例えれば住基ネットと年金番号できちんと確認できる場合はともかくとして、そういうことがあります。

そして、何よりも、今回、個人情報として、大変申しわけないことに流出した方々については、基礎年金番号についても変更するということにして、今先生がお話しになつたような他のところで悪用されるということがないようにしていくといふことに徹底をしてまいりたいというふうに思って、今、戸別訪問を含め、鋭意、番号の変更についても作業を始めているということをございます。

○水戸委員 時間が来ました。私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○宮本(徴)委員 日本共産党的宮本徴です。

二〇一三年度、一二年度の決算の審議ということですが、二〇一三年度はマイナンバー法が制定され、準備が始まった年であります。そして、マイナンバー制度実施を前にして、今回の年金情報の流出事件が起きました。そして、この中で、マイナンバー制度を始めることへの懸念も大きく広がっております。そういうことで、さうは、この年金の問題、そしてマイナンバー制度の問題について質問させていただきたいというふうに思ひます。

○宮本(徴)委員 塩崎大臣は申しわけないと云ふことですが、年金データを扱つていて、自分自身の年金業務の管理運営責任というのは、今回の年金データ流出事件の全容解説も含めて、最終的には塩崎大臣にあるということですね。

○塩崎国務大臣 日本年金機構法の第一条に、年金機構は厚生労働大臣の監督のもとで、年金業務を行つて、年金データを扱つていてござります。塩崎大臣にお伺いしますが、今回の年金データの流出事件が、国民個人のプライバシーなどの権利や、そして利益に影響を与えた深刻さをどのように認識されているでしようか。

○塩崎国務大臣 今回、いわゆる四情報と呼ばれている中で、それぞれ四段階にわたつて個人情報が流出をしてしまつたわけでございます。

そこで、何よりも、今回、個人情報として、大変申しわけなく思つてゐるわけでございますけれどもとしては大変申しわけなく思つてゐるわけでございます。特に四情報が、基礎年金番号、氏名、生年月日、住所、これが五万二千件ございまして、これが一番大事な情報でございますので、これが一番大事な情報でございますので、このことにつきましては、二次被害を起こさないよう、誤つて年金が支払われないようになつて、今、徹底した本人確認のもとでそういうことで、今、徹底した本人確認のもとでそういうことが起きないようにするよう体制をしっかり固めているわけでございます。

一方で、一番大事な基礎年金番号についても、変更するところでお便りを送り、そして、追つて郵送でもつて送る。年金機構の方から電話でお伝えをしたりするようなことは決してございませんので、郵送でもつて、新しい基礎年金番号をお届けするということを明確にしたものをお手紙としても今送りつつあるわけで、新しい番号を送るよう準備をしているところでございます。

いずれにしても、このような個人情報が出てしまつたということについては大変遺憾に思ひ、また、監督する立場としても申しわけなく思つてゐるところでございます。

○宮本(徴)委員 塩崎大臣は申しわけないと云ふことですが、年金データを扱つていて、自分自身の年金業務の管理運営責任というのは、今回の年金データ流出事件の全容解説も含めて、最終的には塩崎大臣にあるということですね。

○塩崎国務大臣 委員会をきょう、日本年金機構不正アクセス事案検証委員会という形でスタートをさせていただ

くわけであります。その最終的な検証を含めて、これをしつかりとしたものとして、二度と同じことが起きないようにする責任は厚生労働大臣にあります。

○宮本(徴)委員 後でこれもちよつと議論したいと思うであります。特に四情報が、基礎年金番号を見ましても、この中の特記事項でも厚生労働省が財政責任・管理運営責任を負いつつ」と、どこでも、責任を負つてゐるのは厚労省だ、厚労大臣だということをはつきりしていります。

その上で、まず経過について少しお伺いしたいと思います。

データ流出を起こした年金機構の情報系のネットワークを外部のインターネットに接続する大きな理由の一つは、機構の職員が外部委託業者の担当者とメールで打ち合わせのやりとりをするからなんでしょう。

○水島参考人 インターネット環境の中に共有サーバーを置くという狙いは二つございます。

一つは、御指摘のとおり、インターネットメールを行うこと、それから、外部のいろいろな情報の入手が業務上必要でございますので、そのため

に外部のファイルとのアクセスを行つたため、この二点のためにインターネットとの接続を認めてきたということです。

○宮本(徴)委員 二つ目的があつて、一つは外部の業者とのやりとりを含めてメールのやりとりだといふお話をありました。

そうすると、今回流出したデータというのは、外部の委託業者とのやりとりをもともと目的にしていたデータだつたということなんでしょうか。〔委員長退席、松浪委員長代理着席〕

○水島参考人 共有サーバーの目的は二つ。主たる目的は、日本年金機構内における情報の共有、

連携でございます。事務所と本部、プロックと本部、この情報連携、情報共有を目的として運用してきたということです。

○宮本(徹)委員 そうすると、外部業者とやりとりするに置いていた情報というのではないということですか。

○水島参考人 例えば入札情報のようなものに関して外部業者との間でやりとりするファイルはございました。しかしながら、今回流出をいたしました個人情報に関しては、外部とのやりとりをするということは全く想定をしないルールにいたしておりました。

○宮本(徹)委員 今回置いてあった情報は外部とのやりとりのものではないということです。

○宮本(徹)委員 ただ、この間、年金機構は、サーバーからと報はハードディスクで渡していると思います。年金振り込み通知書の通知のデータのやりとり、それから年金給付届け出書の入力、年金保険料催告状発送データのやりとり、こういうものを外部に委託して今やられているということです。

○宮本(徹)委員 社会保険庁を解体する際に、こういう年金業務のアウトソーシング、外部委託を進めていくといふことを法案の中でもその方向性が示されたわけですが、塩崎大臣にお伺いしたいと思いますが、社会保険庁を解体して年金機構にして、こういう外部委託を進める法案を閣議決定したときの官房長官はどうなたでしょうか。

○塩崎国務大臣 日本年金機構を、形を定めたり、私が官房長官だったと思います。

○宮本(徹)委員 そのとおりであります。ですから、外部委託によってコスト削減する、コスト削減体制を決めたのは塩崎官房長官御自身だったわけですね。

特定情報保護評価書を見ましても、この三年間に起きてる年金機関の個人情報に関する重大事故を見ましても、外部委託事業者による重大事故も毎年起きております。

ですから、外部委託によって個人情報保護をま

すます後退させた、塩崎大臣御本人の責任も問われているということを指摘しておきたいという

ふうに思います。

そして塩崎大臣、年金データ流出事件の全容解明に当たって、きょうは第三者委員会の検証が始まることをこの前の審議でおつしやられましたけれども、やはり国民に対する説明責任ということを考えた場合、大臣みずからの手で、年金機構が発足のときからの経過も含めて、やはり今回の事件がなぜ起きたのかとえぐって、報告書をみず

から手で作成して公表するということが必要なんだだと思いますが、その決意はいかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 厚生労働省としても当然みずから検証していかなければいけないというふうに思っております。したがって、その検証を重ねながら、結果を私たちも出していかなければいけないと思っております。

しかし、第三者性のある日本年金機構不正アクリセス事案検証委員会は、さらに厳しい検証をしていただこうに私どもからもお願いをしているわけであります。そこで、その報告書もあわせて考慮の上思つておられます。したがって、その検証を重ねないでありますけれども、しかし、完全な形で復帰をするという保証はないわけでありますので、したがって、基礎年金番号を変えていくことにようて、これまでの、今回の情報とはまた違う帰帰、原状回復を図るということがそのとおり大事な話でありますけれども、しかし、完全な形で復帰をするという保証はないわけでありますので、

○塩崎国務大臣 いたくよう私どもからもお願いをしているわ

うことで、どういう体制にしたらいのかということをけであります。その報告書もあわせて考慮の上思つておられます。したがって、その検証を重ねないでありますけれども、しかし、完全な形で復帰をするという保証はないわけでありますので、

○塩崎国務大臣 いたくよう私どもからもお願いをして

いることは考えていないという答弁があつて大変驚いたんです。こういう未来にわたって被害を受けられる可能性がある、いろいろなことで悪用される可能性がある。そういう事故を起こした以上、そういう無責任な態度は許されないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 まずは、年金の個人情報を流出してしまったことによつて年金が間違つて支払われるということを阻止するということが何よりも大事なことでございまして、私どもとしては、その年金を守るということを最優先にしてまいりた

いというふうに思つております。しかし、年金機構にも厳しく指示をしながら、今、全力で、機構を挙げて年金を守るということをやつていただいているわけです。年金を守るということが最優先でござります。

○塩崎国務大臣 まだ、それは守るのが最優先なのは当然なわけですけれども、いざ起きたときには、年金を守るということが最優先でござります。そこで、金銭補償的な補償について、今、行う意図はありますけれども、私は年金を守るということが最優先でござります。

○塩崎国務大臣 だから、それは守るのが最優先なのは当然なわけですけれども、いざ起きたときには、年金を守るということが最優先でござります。

○塩崎国務大臣 まだ、それは守るのが最優先なのは、年金を守るということが最優先でござります。そこで、金銭補償的な補償について、今、行う意図はありますけれども、私は年金を守るということが最優先でござります。

○塩崎国務大臣 まだ、それは守るのが最優先なのは、年金を守るということが最優先でござります。

○塩崎国務大臣 まだ、それは守るのが最優先なのは、年金を守るということが最優先でござります。

そして、残りの時間でマイナンバーの問題についてお伺いしたいと思います。

廿和経済再生担当大臣は、五日の記者会見で、年金にマイナンバーを利用することは、今回の事件の検証を踏まえて導入時期を考えていきたいと述べられました。そして、IT政策を担当する山口大臣も、基礎年金番号とマイナンバーを結びつけることは、もう少し調査検討してもらい、詳細を明確にするととの見解を示されています。そこで、まず高崎大臣にお伺いします。

マイナンバー制度に向けて、今これを示しましてけれども、特定個人情報保護評価書というものを各省庁、自治体がつくっております。これは、公的個人情報に関する事務全項目評価書、公表されたのはことしの三月五日ですね。評価実施機関名は厚生労働大臣、塩崎さんということになつております。

この中でさあどうぞなうリスク対策がとれていなかどうかというのには詳細に書かれているわけですが、これを見ますと、リスク対策の評価、年金金事務について、全て十分である。十分である、十分である、十分である、十分である、十分であるというふうに書かれております。この項目の中には、従業者に対する教育、啓発、これも十分に行つてある、自己点検も十分に行つてあるというふうに書いてありますね。

そういう十分に行っている体制があれば今回の
ような事件は起こらなかつたんじやないかと思ひます
が、こういう評価書、これは撤回が必要なん
じやないでしようか。

○塩崎国務大臣 先ほど来申し上げているよう
に、今回の事案でいろいろなことがわかりま
た。反省すべきところは多々あつて、機構の職員
の体制あるいは意識レベル、こういったものに問題
があるということは私も十分認識をしていると
ころでございまして、今先生が御指摘になつた評
価についても、今後、十分今回の事案を踏まえて
考えていかなければならぬというふうに考へて
いるところでございますし、組織としても抜本的

に見直していかなければならない、監督の仕方も抜本的に見直さなければならぬ、そのように考

○宮本(徹)委員 これについては、見直す、評価を見直すという答弁でよろしいということです。事実上、これは撤回されるということになります。

そして、甘利大臣、年金にマイナンバーを使用することは、今回の事件の検証を踏まえて導入時期を考えると、うよううござ記者会見でおっしゃらね。事實上、これは撤回されるということになります。

ましたが、それだけ今回のデータ流出の事故が重 大な事故だという認識があるということをよ か。

○甘利国務大臣 マイナンバー制度自身は、より 公平公正な社会保障制度や税制の基盤として、主 た情報社会のいわばインフラとして、国民の利便 性の向上であるとかあるいは行政の効率化に資す

現時点においては、個人情報の保護にも万全を尽くしつつ、ことし十月の番号の通知、そして来年一月からの番号の利用開始など、全体のスケジュールに影響のないように準備を進めたいといふうに考えております。

○宮本(徹)委員 今回の事件を検証して、それを踏まえるというんだつたら、年金だけではなくマイナンバー制度全体を検証する必要があるんじゃなかりだと思います。

マイナンバーは、多くの情報をひもつきにします、そして一生ついて回る番号ということになります。情報流出した場合、極めて重大なプライバシーの侵害ということになります。そして、成り済ましその他の被害も大きく懸念されているわけ

その中で、政府は、行政機関はもちろん、従業員のマイナンバーを管理する企業でも、これは専

重い苦労をなさざるといふことはないが、しかし、それが何うでもうけですが、情報セキュリティーの今の実態はどうなのが、ということです。

ら回答を得た。そして、回答者の六六・六%が昨年一年間、この間で、組織内でウイルス感染システムからの情報漏えい、不正ログインなどの情報セキュリティにかかる事故が発生した、こういうふうに回答しております。そして、ナンバーワード制度に伴うITシステムの対応は完了したと答えたのは四・三%、セキュリティ強化を

報道によると、このトレンドマイクロ社の担当者の方は、多くの組織でシステムの整備が間に合わないまま制度の運用が始まってしまうおそれがあると言っているそうです。

甘利大臣、こういう状況のままマイナンバー制度を開始したら、情報漏出は防げないんじゃないでしょうか？」

○甘利国務大臣 マイナンバー制度は、先進国では、ほぼ全てと言つていいと思いますが、導入されています。そういう点では、日本は一番後発国になるわけであります。

しかし、後発国であるということは、先発国でどういう問題が生じているか、それをどう克服していくかということのチャンスを与えていくわけであります。

例えば、芋づる式に情報が検索される、それについては、行政機関ごとに分断して管理をする。そして、機関間の情報のやりとりは、マイナンバー自身じゃなくて、これは暗号で事実上や

て、突き合わせをしていくということになつてしまふし、あるいは、例えばアメリカなんかで

われでして、ここで取り扱った問題は、アーバンのものが中心ですが、私は実物を見たことはありませんけれども、報告によりますれば、写真は入っていません、番号と名前だけ。極めて簡素なもの。写真も、れ、パスワードも入れ、成り済ましができない、うにしていく。それは、先に導入した国でどうう問題があるかということを克服して導入でき、うなであります。

マイナンバー自身は、先ほど来申し上げていよいよ、情報化社会のインフラであります。これを整備している国とそうでない国とでは、ユザーにとっての利便性、あるいは行政にとっても、効率性もさることながら、あらゆるポテシャルに差がついてくるわけであります。ですから、これはしっかりと導入していくべきや

今回、年金機構、かつてもいろいろな問題をこしたところでございます、そのモラルも含めて、あるいは内部規制の問題も含めて、今厚労省を中心につきり検証してもらつております。この部分については、その検証の結果、予定通り導入して大丈夫か、あるいはその部分だけは少しずらした方がいいのか、それは検討結果よつて考えたいと思いますが、全体のシステム

國税その他でしこりやつていただいていると
いますから、全体のスケジュールは予定どおりやつ
かしていって、その部分は、予定どおりやつ
いいのか、あるいは少しずらす必要があるの
は、検討結果をしつかり見ていただきたいというふ
に思つております。

○宮本(徹)委員 私の聞いたことに全然答えて
ただいていいないですけれども。

先ほどトрендマイクロ社の調査も示して、「
間事業者」ですよく、企業だつてみんなマイナンバー
を管理するわけですから。年金だつて、企業
やつてある税金だつて納めるということで、全
そういう個人情報と一緒にマイナンバーを管理

るわけです。それを、マイナンバーを管理する体制がでていませんよという調査が今月出たわけですね。

だから、こんなままマイナンバー制度を開始したら情報流出は防げないんじゃないですかということを聞いているわけです。

○甘利国務大臣 配付されるのは十月から、それを活用していくのは年明けからであります。今、全ての企業がそれらの準備を急いでいるかというふうに思います。

私も、民間のこの種のことにかかわっている事業者から話を聞いておりますけれども、大企業は何とかやつていいんだと思う、中小企業がしっかりとできるように目配り、気配りをしてほしいといふ話を聞いておりますから、そこをしっかりと注視していきたいというふうに思つておりますし、国からのサポート体制もしっかりといてほしいといふふうに思つております。

○宮本(徹)委員 民間の方からも、中小企業はできないという話じやないです。いずれにいたしましても、予定どおり実行できるよう万全の体制を置いていかたいというふうに思つております。

○宮本(徹)委員 民間の方からも、中小企業はできないという話じやないです。

大体、中小零細業者まで含めてマイナンバーが流出しない体制ができるのかどうか、政府として把握する仕組みというのはあるんですか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

基本的に、私どもの事務局におきまして、各経済団体、中小も含めました経済団体と常に連絡をとつております。そういう中で、それらの団体の把握をしております進捗状況等を把握している、そういうふうな体制になつてているところでござります。

○宮本(徹)委員 中小企業団体と連絡をとつたからって、把握できるわけないじやないです、現場でどうなつていいかなん。

結局、政府としては、マイナンバーが流出しない体制が確立しているかどうかというのを把握する仕組みもないまま、十月から通知を開始して一

月には始めよう、こういう話になつてゐるんじやないですか。大問題ですよ。

本当に、今回の事件の教訓を真剣に飲み取るというんだつたら、向井さんは、先日の集中審議のときですか、総点検が必要だと。総点検の中に、そういうところまで含めて点検しなきゃいけないはずんですよ。そういうこともやらずにそのままマイナンバー制度を始めるというのもつてのほかだとということを厳しく指摘しておきたいというふうに思ひます。

麻生大臣にも最後にお伺いしておきたいと思います。

麻生大臣は、二年前に財務金融委員会で、当時マイナンバー法に、普通預金の口座にマイナンバーがつかない、このことを聞かれて、次のように答弁しているんですね。

これが悪用されずにまともに動けば極めて有用なものだと思ひますけれども、必ず悪用しようとする人が出てくるということをある程度前提に考えておかないと、この人がこんなはずじゃなかつたんだということもありますと、えらい御迷惑をおかけすることになりますと、慎重に対応していかねばならぬこともあります。

そして、こうも言われております。マイナンバーを適用する範囲、活用できる範囲というものを預金口座にまで広げるというようなことが適當という結論が仮に世論として出た場合は、それは必要な法的措置を講ずるということに我々はしていくべきなんだと思つております。

今、マイナンバーを預金口座にまで広げるのが適当だという世論がないのは明白だと思います。ですから、法律をつくる順序としては逆立ちしている、二年前の立場に立ち戻るべきだということを申し述べておきたいと思います。そして、副総理としてマイナンバーの実施中止、法案の撤回を真剣に検討すべきだと強く申し上げて、質問を終ります。

○石関委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

はつきりしています。

問題は、個人情報として、保護とその利活用と

いうものに關していろいろなことを考えないかぬということで、そこらのところは今後とも十分に注意をしていかねばならぬということは当然のことなのであつて、一般、衆議院で賛成多数で可決をしておりまして、今、参議院で御審議をいただいているところでありまして、今の段階で問題をどうやっていくかとということにつきまして、いろいろ御審議をいただいているところだと思つております。

年金分野でのマイナンバーの利用開始時期への影響等々もいろいろ考へないかぬということだと思いますので、こういつたものは、再発防止策の検討結果というものを見きわめて判断する必要があるうかと存じます。

○宮本(徹)委員 時間が来ましたから終わりますけれども、麻生大臣が二年前におっしゃつていたことは、世論を得てやるべきだと。非常に二年前は常識的なことを麻生大臣は言われていたというふうに私は思ひます。

今、マイナンバーを預金口座にまで広げるのが適當だという世論がないのは明白だと思います。ですから、法律をつくる順序としては逆立ちしている、二年前の立場に立ち戻るべきだということを申し述べておきたいと思います。そして、副総理としてマイナンバーの実施中止、法案の撤回を真剣に検討すべきだと強く申し上げて、質問を終ります。

か、社会保険制度とか税制の基本として、今の情報社会のインフラの一つとして、国民の利便性とか行政の効率化、そういうものを考えて、これは着実に取り組みを進めていく必要があることは

平成二十七年六月十九日印刷

平成二十七年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U